

自治体DXを取り巻く政府の最新の動向



総務省

2022年8月26日（金）

地域力創造グループ地域情報化企画室

室長 小牧 兼太郎

目次

1.	自治体DXの背景・意義	…	2
2.	自治体DXの取組状況 (推進体制、デジタル人材)	…	16
3.	地域社会のデジタル化	…	30
4.	マイナンバーカード・マイナポイント (ほぼ全国民への普及に向けて)	…	39

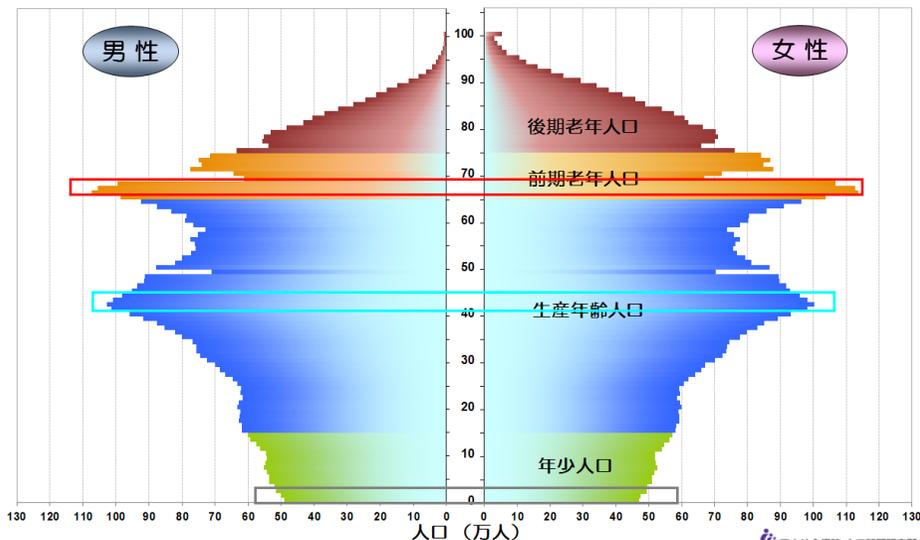
1. 自治体DXの背景・意義

我が国の人口の動向について

自治体戦略2040構想研究会 (H29.10.2~H30.6.27)
第一次・第二次報告 (概要) から抜粋

- 2040年には、団塊の世代(出生数 260~270万人/年)及び団塊ジュニア世代(出生数 200~210万人/年)が高齢者となっており、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。
- 近年の出生数は、年間100万人に満たない。2040年にはこの世代が20歳代となる。

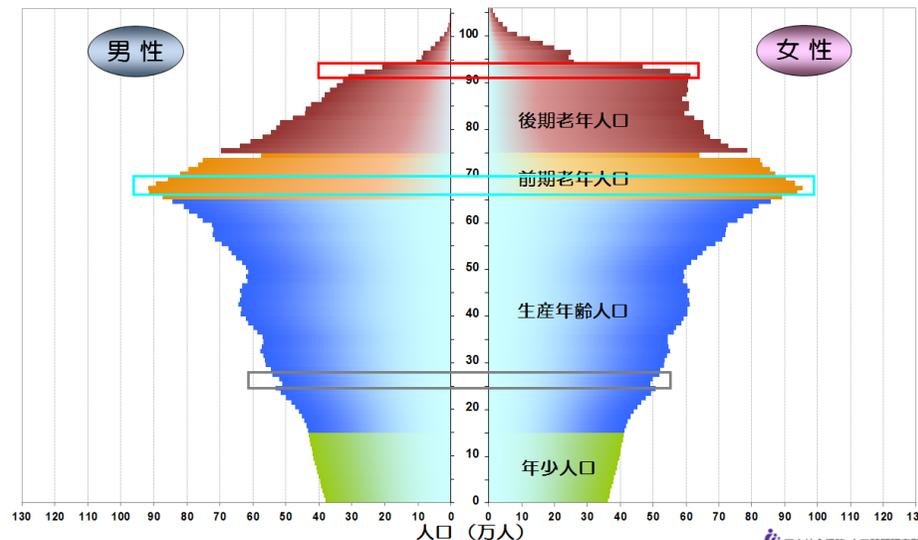
2015



資料：1965~2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口(平成29年推計)」。

国立社会保障・人口問題研究所

2040



資料：1965~2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)。

国立社会保障・人口問題研究所

出典：「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947~49年生まれ	267.9万人 ~269.7万人	215.2万人 66~68歳	80.4万人 91~93歳
団塊ジュニア 1971~74年生まれ	200.1万人 ~209.2万人	198.9万人 41~44歳	182.7万人 66~69歳
【参考】 2013~15年生まれ	100.4万人 ~103.0万人	98.2万人 0~2歳	102.7万人※2 25~27歳

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

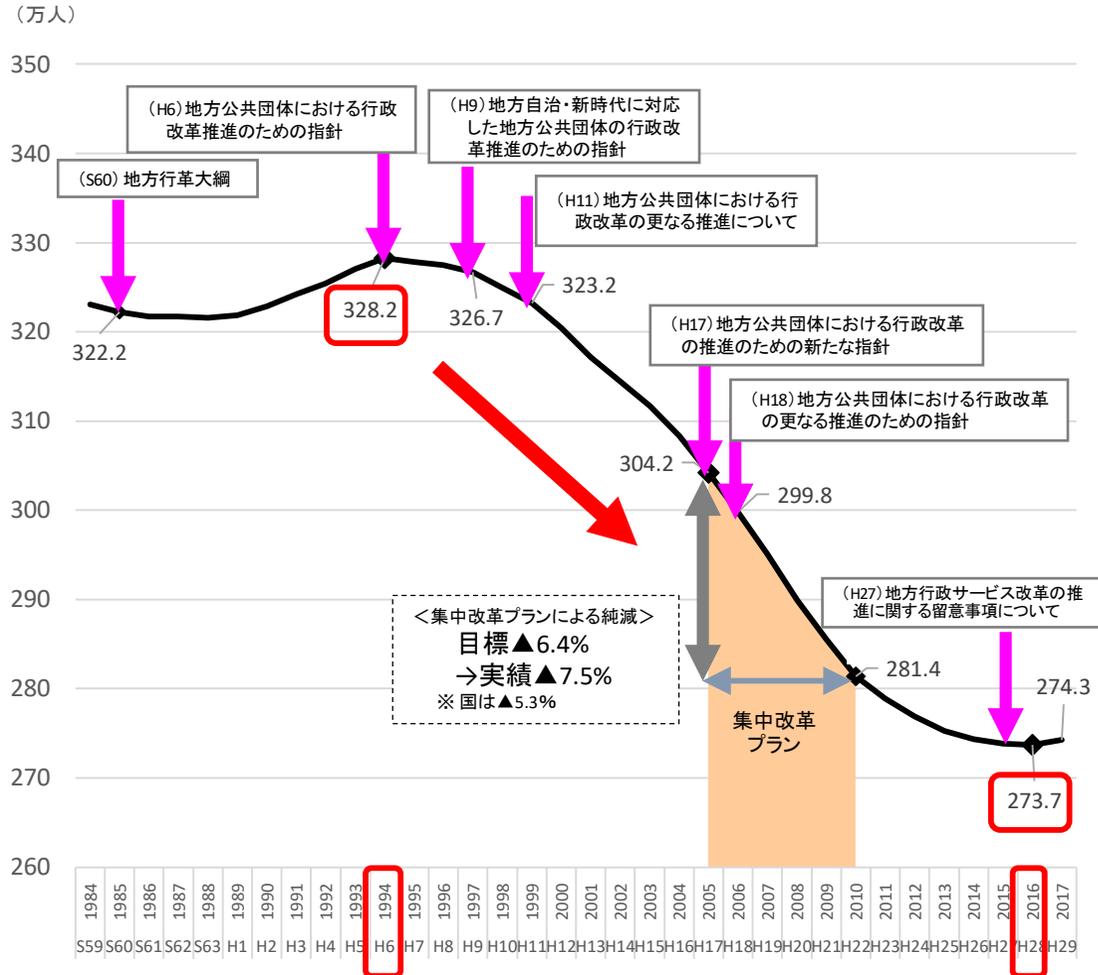
出典：出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

2040年頃までの自治体行政の課題①

第32次地方制度調査会第1回専門小委員会（H30.731）
資料「2040年頃までに想定される行政各分野の課題等について」抜粋

これまでの地方行革により職員数は減少。

地方公務員数の推移



2040年頃までの自治体行政の課題②

第32次地方制度調査会第1回専門小委員会（H30.731）
資料「2040年頃までに想定される行政各分野の課題等について」抜粋

人口減少が進む2040年頃には更に少ない職員数での行政運営が必要になる可能性がある。

定員回帰指標による定員数の粗い試算（規模別平均）

一般行政部門	2013年 職員数 (a)	減少率 (試算)※ (%) (b)	2040年 職員数 (試算) (c)=(a)×(b)	差分 (人) (d)=(c)-(a)	【参考】 人口減少率 (%)
都道府県	5,631	▲ 5.4	5,328	▲ 303	▲ 16.4
指定都市	4,600	▲ 9.1	4,181	▲ 419	▲ 9.2
中核市・施行時特例市	1,205	▲ 13.9	1,038	▲ 168	▲ 15.0
一般市（人口10万人以上）	616	▲ 13.4	534	▲ 82	▲ 16.7
一般市（人口10万人未満）	286	▲ 17.0	237	▲ 48	▲ 23.5
特別区	1,423	▲ 4.5	1,359	▲ 64	▲ 6.4
町村（人口1万人以上）	122	▲ 13.8	105	▲ 17	▲ 23.3
町村（人口1万人未満）	62	▲ 24.2	47	▲ 15	▲ 37.0

※「定員回帰指標」は、人口と面積のみを説明変数として、実職員数との多重回帰分析により職員数を参考指標として表すもの。今回の試算は、各団体の2013年人口(住基人口)と2040年の人口(推計値)を用いて、それぞれの職員数(参考数値)から想定減少率(表中(b))を算出したもの。人口規模別に平均を掲載。

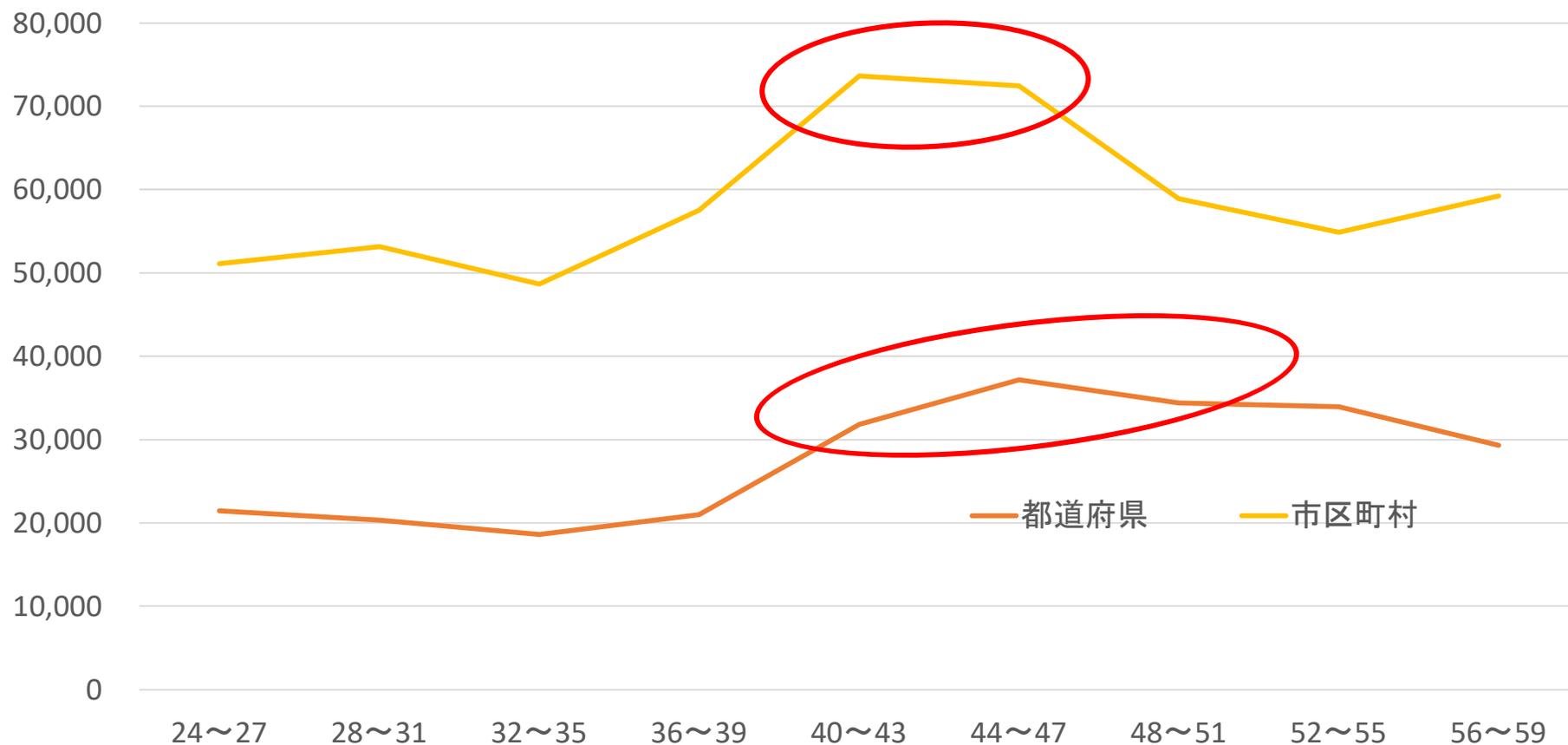
※ 定員回帰指標は、都道府県は平成22年度、指定都市、中核市、施行時特例市は平成23年度、その他の市区町村は平成24年度に作成。

2040年頃までの自治体行政の課題③

第32次地方制度調査会第1回専門小委員会（H30.731）
資料「2040年頃までに想定される行政各分野の課題等について」抜粋

近年の採用数減により職員数の山となっている**団塊ジュニア世代**が2030年代に退職期を迎えることを見据えた**職員体制の整備**が求められる。

年齢別地方公務員数(2016年)



2040年頃までの自治体行政の課題④

第32次地方制度調査会第1回専門小委員会（H30.731）
資料「2040年頃までに想定される行政各分野の課題等について」抜粋

社会保障に係る経費（民生費）や老朽化した公共施設・インフラの更新に要する費用（土木費・農林水産費・教育費）の増大が想定。
歳入では、所得や地価が減少・下落すれば地方税収が減少する可能性。

市町村の税収を取り巻く状況

年齢ごとの年間平均給与額と人口（2015年、2040年）

年齢	年間平均給与	人口（2015年）	人口（2040年）	人口減少率
15-19	132	605	435	▲ 28.1
20-24	253	609	489	▲ 19.6
25-29	352	653	524	▲ 19.8
30-34	397	740	557	▲ 24.7
35-39	432	842	585	▲ 30.6
40-44	461	985	622	▲ 36.8
45-49	486	877	612	▲ 30.2
50-54	509	802	641	▲ 20.1

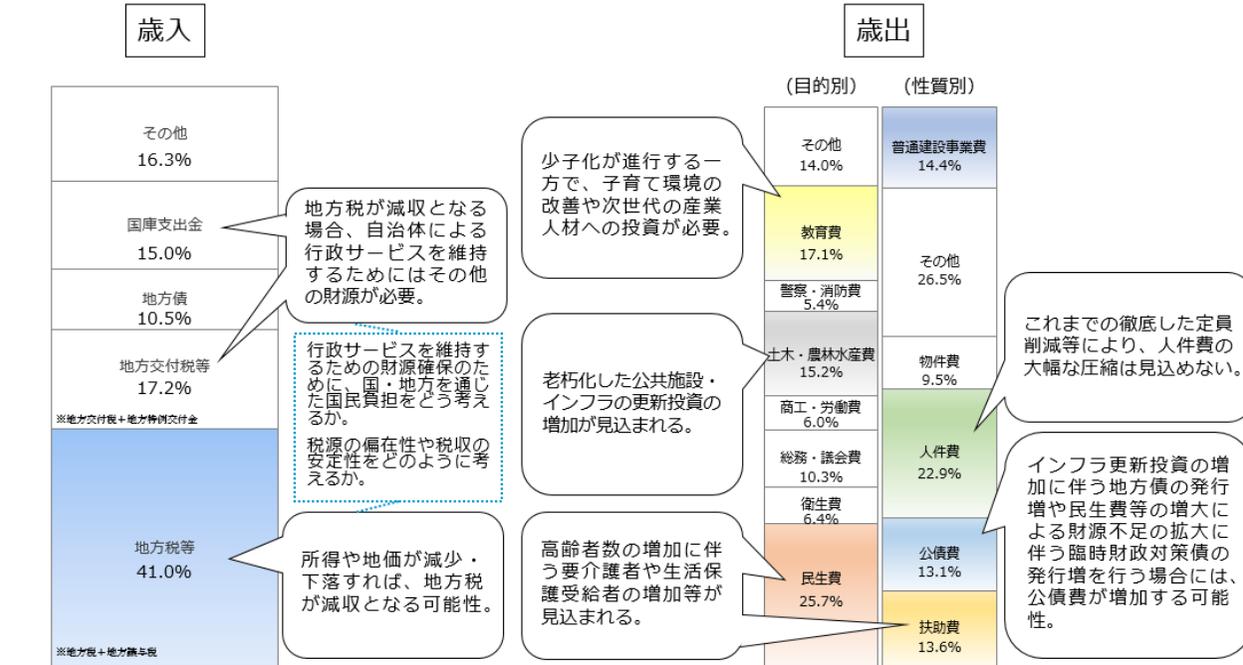
年齢	年間平均給与	人口（2015年）	人口（2040年）	人口減少率
55-59	491	760	715	▲ 6.0
60-64	372	855	798	▲ 6.7
65-69	301	976	907	▲ 7.0
70+	304	2,411	3,135	30.0

(以下、集計して再掲)

年齢	年間平均給与	人口（2015年）	人口（2040年）	増減数
15-69	425	8,704	6,885	▲ 1,819
70+	304	2,411	3,135	724

(出典) 年間平均給与額は民間給与実態調査(平成27年分)(国税庁)、人口は日本の将来人口推計(H29.4推計)(国立社会保障・人口問題研究所)を基に作成

人口構造の変化が地方財政に与える影響



出典:「自治体戦略2040構想研究会(第8回 平成30年2月)」事務局資料

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化。「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化 (→2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進

公共私連携 (→3) / **地方公共団体の広域連携** (→4)

→ 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現

→ 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会 (→5)

→ 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

- ✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- ✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを受取るために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

- 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。
- その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。

超高速ネットワーク
インフラの整備

IT利活用の進化

データ利活用、
デジタル・ガバメントの実現

社会全体の
デジタル化へ

IT基本法
(平成12年)

内閣情報通信政策監
(政府CIO)の
法定設置
(平成25年)

官民データ基本法
(平成28年)

デジタル手続法
(令和元年)

●府省庁横断的な課題に
横串を通して取組を推進

●データ利活用を通じた
社会課題の解決

●行政手続のデジタル化

e-Japan戦略
(平成13年)

e-Japan戦略II
(平成15年)

世界最先端
IT国家創造宣言
(平成25年)

世界最先端IT国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(平成29年)

世界最先端デジタル国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(平成30年)

世界最先端デジタル国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(令和元年)

2020
IT戦略

●国際競争を強く意識
●我が国初のIT戦略
●IT基盤の整備

●IT利活用の進化
●利用者の便益、
アジア各国との協調

●BPR等を通じた政府
自身の改革の推進
●IT利活用の裾野拡大

●全ての国民が
IT・データ活用の
便益を享受

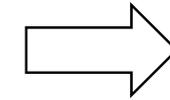
●ITを活用した社会
システムの抜本改革
●デジタル・ガバメントの
推進

●G20を軸とした国際対応
●社会全体のデジタル化
●社会実装&インフラ
再構築

●コロナ後の
ニュー・ノーマルに
対応した
デジタル強靱化社会

【ICT化】

- 組織・業務の効率化を主な目的として、業務を情報通信技術に代替すること。

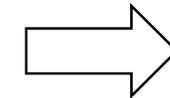


(視点)

業務本位

【DX (デジタル・トランスフォーメーション)】

- 住民サービスの向上を主な目的として、デジタル技術も用いて新しい価値を生み出したり、仕組みを変えること。



住民本位

自治体DX推進計画・自治体DX推進手順書の概要

自治体DX推進計画の趣旨

「デジタル・ガバメント実行計画」（R2.12）に掲げられた各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等について、「地方自治体のDX推進に係る検討会」（以下、「検討会」という。）における議論を踏まえつつ、総務省において「自治体DX推進計画」として取りまとめ、地方自治体の取組を後押しするもの。

自治体DX推進計画（2020.12.25策定）※計画期間：2021.1～2026.3

■自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制）
- ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組み（スケジュール策定等）
- ④ 都道府県による市区町村支援

■重点取組事項（※）自治体の業務システムの改革

- ① 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ② マイナンバーカードの普及促進
 - ・ 2022年度末までに殆どの住民が保有することを目指し申請・交付促進等
- ③ 行政手続のオンライン化
 - ・ 住民に身近な31手続をマイナポータルでオンライン手続可能に
- ④ AI・RPAの利用推進、⑤ テレワークの推進
 - ・ ②、③による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① 地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策

自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）

■自治体DX全体手順書

- ・ DXを推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理
 - ステップ0：認識共有・機運醸成
 - ステップ1：全体方針の決定
 - ステップ2：推進体制の整備
 - ステップ3：DXの取組みの実行

■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの

■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書

- ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの

■参考事例集

- ・ DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定）

- これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、写真やイラストを参考事例集としてまとめたもの

自治体DX推進計画等 改定の経緯

- 令和2年12月 「自治体DX推進計画」策定（総務省）
- 令和3年7月 「自治体DX推進手順書」策定（総務省）
- 令和3年9月1日 デジタル社会形成基本法・標準化法 施行、デジタル庁 発足
- 令和3年12月 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（新重点計画）（閣議決定）
- 令和4年6月 「**経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）**」（閣議決定）

「総務省は、「自治体DX推進計画」を改定し、デジタル人材の確保・ネットワーク強化やAI・RPA等のデジタル技術や自治体マイナポイントの活用など、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する。」

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」改定（閣議決定）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく規制・制度の横断的見直し、「デジタル田園都市国家構想の実現」、Web3.0の推進」等を新たに計画に記載。また、「デジタル社会の実現に向けた構造改革」をはじめとする「基本戦略」についても、引き続き計画に記載。
【デジタル化の基本戦略】

- ① デジタル社会の実現に向けた構造改革、② デジタル田園都市国家構想の実現、③ 国際戦略の推進、④ サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保、⑤ 包括的データ戦略の推進、⑥ デジタル産業の育成、⑦ Web3.0の推進

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（閣議決定）

① デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、② ハード・ソフトのデジタル基盤整備、③ デジタル人材の育成・確保、④ 誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（デジタル臨時行政調査会）

デジタル時代に相応しい行政、規制・制度に見直すため、今後3年間を集中改革期間（R4.7～R7.6）として、目視規制や常駐専任規制等の法令等の見直しなどを行い、デジタル原則（※）への適合を目指す。

- ※ ① デジタル完結・自動化原則、② アジャイルガバナンス原則、③ 官民連携原則、④ 相互運用性確保原則、⑤ 共通基盤利用原則

デジタル庁など関係府省庁との調整を経て、「骨太の方針2022」に「自治体DX計画改定により、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」旨が記載されたことを受け、検討会を再開し、最新の国の動向や、自治体のデジタル人材確保に向けた課題などを整理しながら、計画改定に向けた検討を進めてきた。

【国が掲げる理念・支援策】

- デジタル社会の実現に向けた国の基本戦略等やビジョンを示した「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」等が策定

【デジタル化の基本戦略】

- ・デジタル田園都市国家構想の実現
- ・デジタル社会の実現に向けた構造改革 等

- 重点計画やデジタル田園都市国家構想基本方針等において**国が掲げる理念や基本戦略、支援策等**をDX計画に盛り込むことで、自治体の取組を後押し

【重点取組事項（情報システムの標準化・共通化）】

- DX計画策定後に公布された**標準化法等の趣旨**や、今後の取組方針を記載
- 市区町村の進捗管理等支援ツール**を構築し、市区町村の意見を丁寧に聴きながら標準化・共通化の取組を進める旨を記載

【デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化】

- デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、**地域におけるデジタル実装による課題解決を後押し**すべく、「**地域社会のデジタル化に係る参考事例集**」をバージョンアップ（※）。

※ 各団体が取組に至った経緯・課題認識、他団体へのアドバイス、活用した国等の支援制度等

【デジタル人材の確保・育成】

- 自治体における**DX推進体制の構築**に課題

- ・全庁的、横断的なDX推進体制が未構築
- ・外部デジタル人材に求める役割、スキルを整理、明確化することができない
- ・CIO補佐官等の人材確保が困難 等

- 外部デジタル人材確保のための方向性を策定し、国による支援策**を記載

- ・『自治体DX推進のための外部人材スキル標準』を策定し、デジタル人材の公募、研修を実施した上で、人材をリスト化
- ・都道府県や市町村間での外部デジタル人材のシェアリングを支援
- ・自治体で活躍する外部デジタル人材間のネットワーク化を支援 等

【重点取組事項（マイナンバーカードの普及促進）】

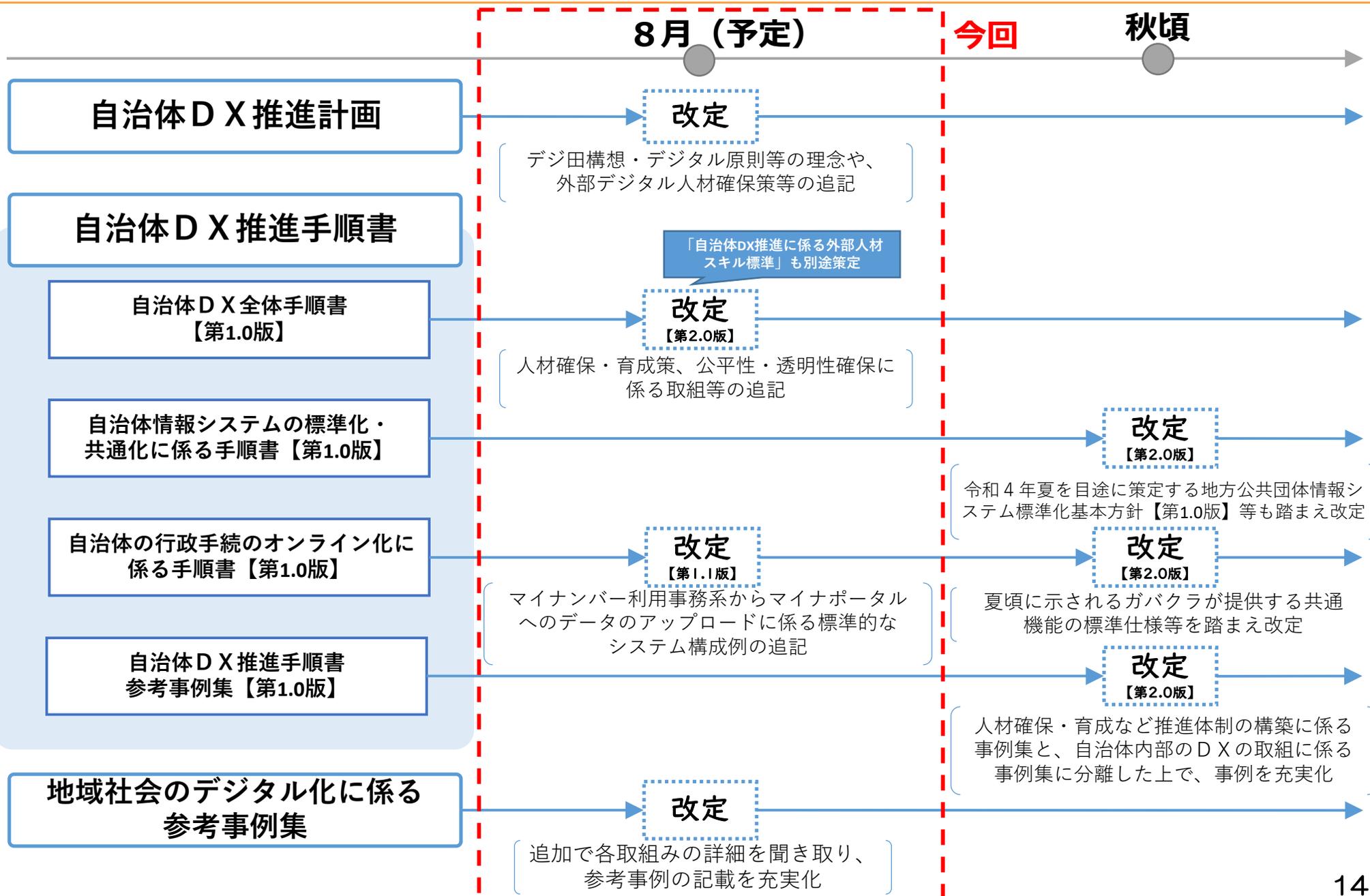
- マイナンバーカードが「令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ること」を目指し、**更なる普及促進に向けた自治体への支援策**を記載

- ・マイナポイント第2弾と併せたキャンペーン等申請促進策の実施
- ・自治体におけるマイナンバーカード交付事務に対する財政支援の拡充
- ・交付枚数率の高い自治体の取組事例等を横展開するなど、自治体の取組を支援 等

- マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大**に向けた国の取組を記載

- ・マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化を推進
- ・自治体マイナポイントの基盤を整備し、全国展開を推進 等

(参考) 自治体DX推進計画等 改定イメージ



自治体DXで何をを目指すのか

重点取組事項	目指す姿
<p>① 自治体の情報システムの標準化・共通化</p> <p>目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系20業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにするなど、<u>住民サービスが向上する</u> ・業務全体にかかるコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより<u>競争環境を適切に確保するなど、行政の効率化が図られる</u>
<p>② マイナンバーカードの普及促進</p> <p>2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、<u>行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する</u>
<p>③ 自治体の行政手続のオンライン化</p> <p>2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続（31手続）について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に（※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4手続）の計31手続）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来は、申請手続ごとに、国民が多くの書類を準備・提出することが必要となっていた行政手続について、<u>マイナンバー制度の利活用により、必要な添付書類が減り、また、行政の事務処理もスムーズになり手続の時間が短縮されるなど、国民の利便性の向上に繋がる</u>
<p>④ 自治体のAI・RPAの利用推進</p> <p>①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化を図ることにより職員の事務作業を軽減し、捻出した<u>時間・人材・財源を、国民に寄り添う良質なサービスの提供に充てる</u>ことが可能になる
<p>⑤ テレワークの推進</p> <p>テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進</p> <p>①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札 ・ICTの活用により<u>業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待される</u>とともに、今般の新型コロナウイルス対策においては、<u>感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段になる</u>
<p>⑥ セキュリティ対策の徹底</p> <p>改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>セキュリティを確保しつつ、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を行うことが可能になる基盤を整備</u>

2. 自治体DXの取組状況（推進体制、デジタル人材）

自治体DX全体手順書 概要

1. 本手順書の趣旨

- ✓ 全体手順書は、DXを推進するに当たって、想定される一連の手順を示すもの
- ✓ 主に、DX推進計画の「自治体におけるDX推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体がその実情に応じてDXを推進する際の参考となるよう作成

2. DX推進の手順

ステップ0 DXの認識共有・機運醸成

- ✓ 自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する
- ✓ DXの実現に向け、**首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメント**が重要
- ✓ 首長等から一般職員まで、**DXの基礎的な共通理解**の形成、実践意識の醸成
- ✓ 利用者中心の行政サービス改革を進めるといふ、いわゆる「サービスデザイン思考」の共有

ステップ1 全体方針の決定

- ✓ DX推進のビジョンと工程表で構成される「**全体方針**」を決定・広く共有
- ✓ 自治体DX推進の意義を参考にしつつ、地域の実情も踏まえて、自団体のDX推進のビジョンを描く
- ✓ デジタル化の進捗状況を確認し、自団体のDXの取組内容、取組み順序を大まかな工程表にする

ステップ2 推進体制の整備

- ✓ 全庁的・横断的な推進体制の構築。DXの司令塔として、**DX推進担当部門を設置**し、各業務担当部門をはじめ**各部門と緊密に連携する体制を構築**
- ✓ 各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・外部人材の活用を図る
- ✓ 一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した**体系的な育成方針**を持ち、人事運用上の取組みや、OJT・OFF-JTによる研修を組み合わせる育成
- ✓ 十分な能力・スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、**外部人材の活用**も検討

ステップ3 DXの取組みの実行

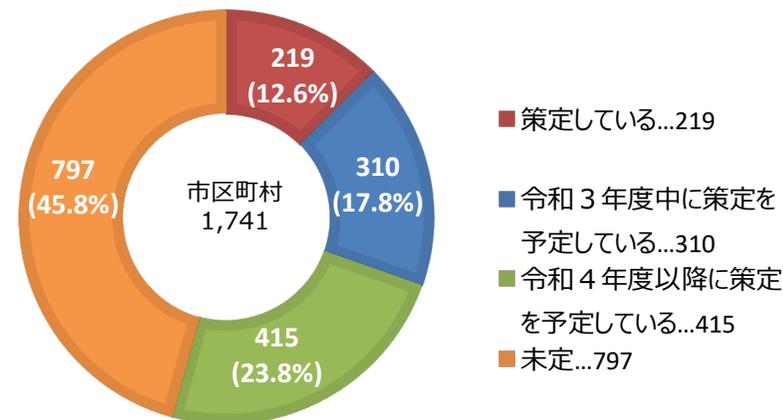
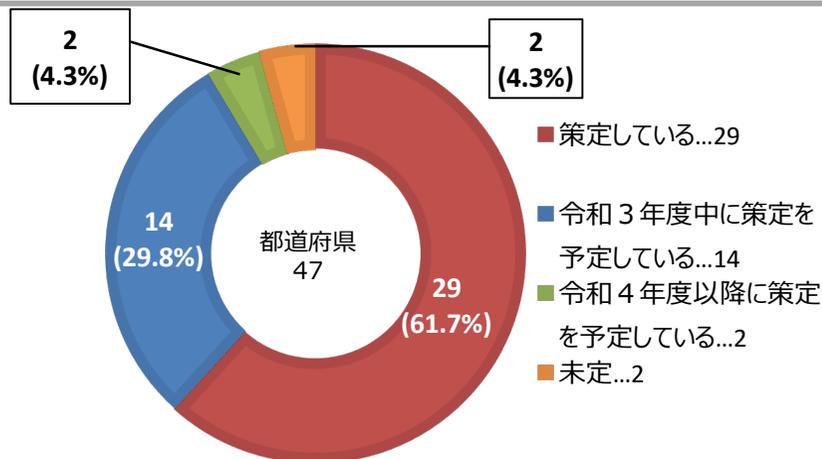
- ✓ 関連ガイドライン等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行。「**PDCA**」サイクルによる**進捗管理**
- ✓ 取組内容に応じて、「**OODA**※」のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定

※ 「Observe（観察、情報収集）」、「Orient（状況、方向性判断）」、「Decide（意思決定）」、「Act（行動、実行）」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの

DXを推進するための全体方針の策定/全庁的・横断的な推進体制の構築

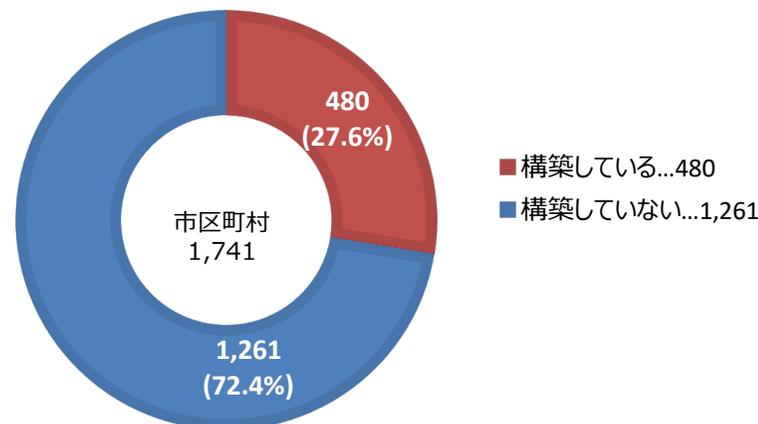
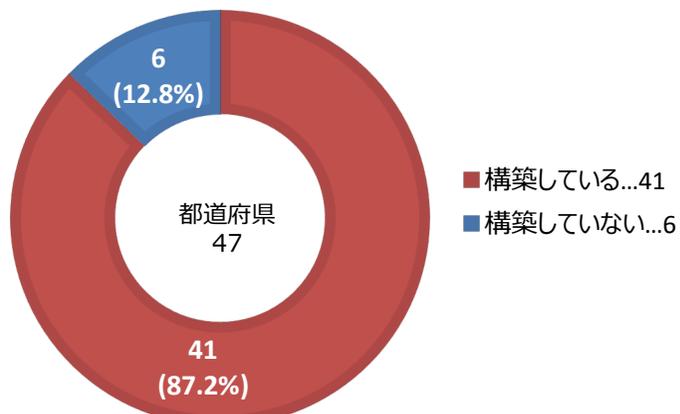
○ 都道府県では29団体（61.7%）、市区町村では219団体（12.6%）が全体方針※を策定している。

※ 全体方針…DX推進のビジョン及び工程表から構成されるものであり、計画を含む。



○ 都道府県では41団体（87.2%）、市区町村では480団体（27.6%）が全庁的・横断的な推進体制※を構築している。

※ 全庁的・横断的な推進体制…都道府県においては知事や副知事等、市区町村においては市区町村長や副市区町村長等のリーダーシップや庁内マネジメントの下、各部局が連携してDXを推進する体制。（例：推進本部・連絡会議の設置等）

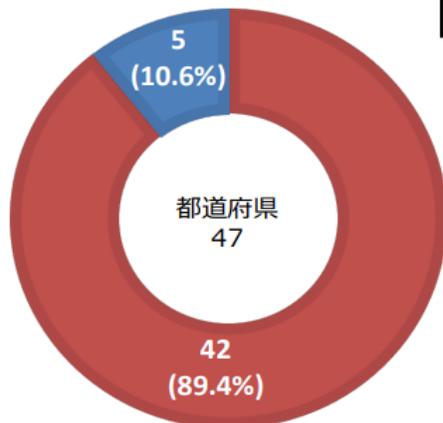


DX推進専任部署の設置状況

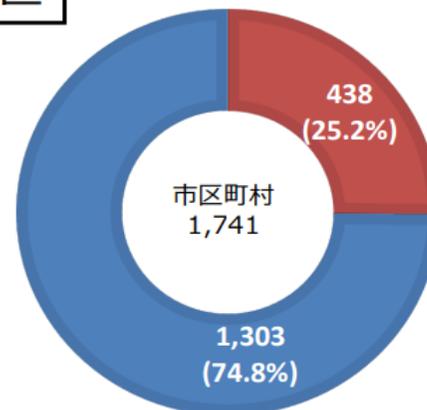
○ 都道府県では42団体（89.4%）、市区町村では438団体（25.2%）がDX推進専任部署※を設置している。

※ DX推進専任部署…DX推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々のDXの取組の進捗管理等を担う部署。

DX推進専任部署の設置

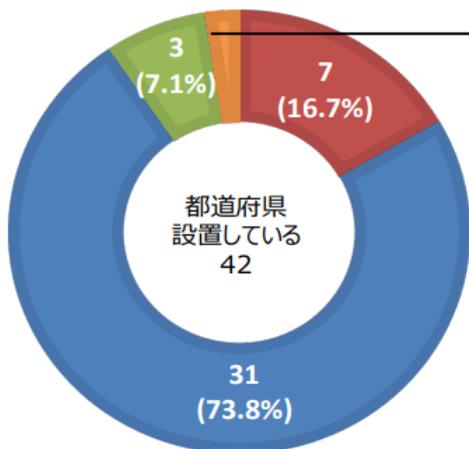


■ 設置している...42
■ 設置していない...5

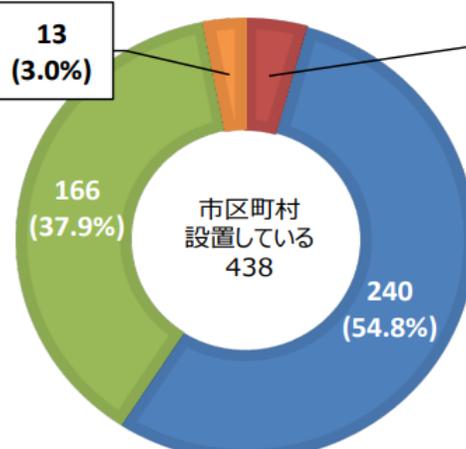


■ 設置している...438
■ 設置していない...1,303

DX推進専任部署の単位



■ 部局...7
■ 課室...31
■ 係...3
■ その他...1



■ 部局...19
■ 課室...240
■ 係...166
■ その他...13

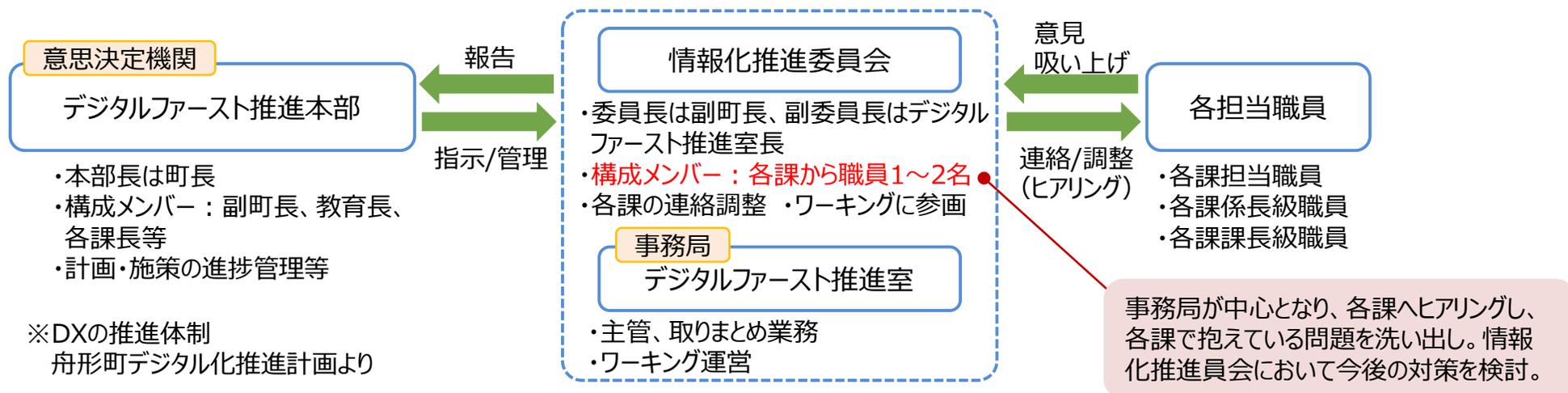
事例：DX計画を若手職員が中心となり策定【山形県舟形町】



- 若手職員により構成される委員会においてDX計画を検討
- 各課の担当職員、係長級、課長級と幅広い職員へのヒアリングを実施

概要

- DXを推進するに当たって、事務局となるデジタルファースト推進室とともに、副町長を委員長とし、各課の若手職員により構成される情報化推進委員会を設置。
- 事務局は、各課の現状とデジタル技術の活用の可能性についてのヒアリングを、各課の担当職員、係長級、課長級へと順を追って実施し、情報化推進委員会において全庁的なDXの認識共有を図った。
- 情報化推進委員会は、各課が抱えている課題や今後の施策について庁内の幅広い視点から検討し、DX計画を策定。



【参考情報】 人口：0.5万人、関連URL：<http://www.town.funagata.yamagata.jp/docs/2021031500015/>

類似の取組を行っている団体：福井県あわら市、静岡県島田市、沖縄県金武町

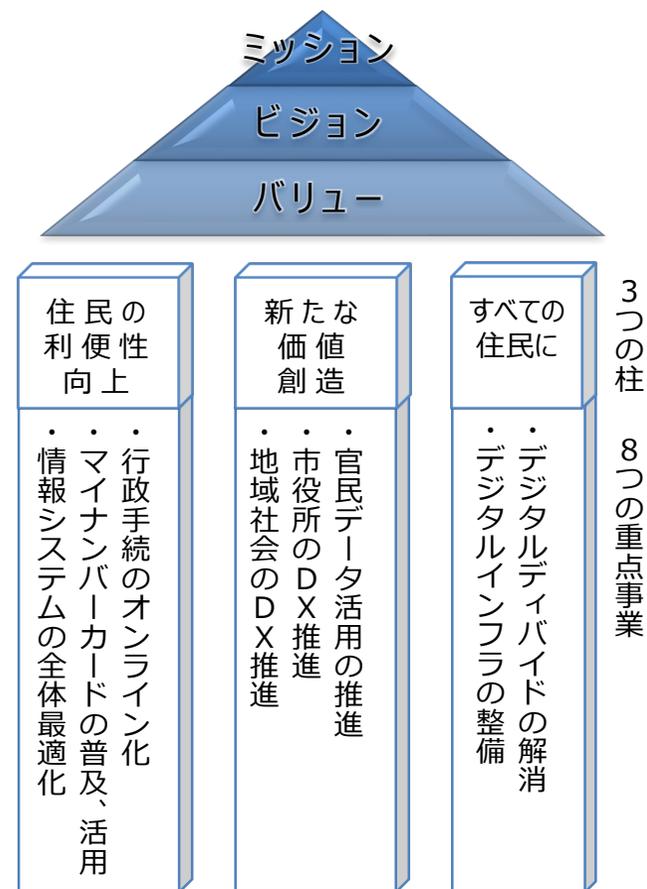
事例：ミッション、ビジョン、バリューを明示したDX推進計画【群馬県前橋市】



- 市が果たすべき使命や存在意義（ミッション）、実現したい未来（ビジョン）、組織が持つべき共通の価値観（バリュー）を明示したDX推進計画を策定

概要

- ミッションを「住民の福祉の増進（住民サービスの向上）」、ビジョンを「デジタル技術とデータの活用を推進し、住民本位の行政及び地域社会を実現する」、バリューを「①住民の視点を常に意識し、追求する ②チャレンジ&アジャイル③誰も取り残さない」と明示し、地域や組織における認識共有を図る。
- 「住民の利便性向上」、「新たな価値創造」及び「すべての住民に」を3つの柱とし、自治体DX推進計画において重点的に取り組むべき事項として記載されたものを中心に8つの重点事業を計画に位置づけ。
- これらの取組みを通じた未来像のイメージを例示。
「住民も気付いていない、でもこれからは本当に必要な住民サービスが、地域との共創により創発され、必要な時期にスマートフォンヘプッシュ型で案内されたり、希望する人にはライフステージや趣味嗜好に合わせた地域活動の情報が提供される未来」の実現を目指す。



前橋市DX推進計画全体像

【参考情報】 人口：33.6万人、関連URL：<https://www.city.maebashi.gunma.jp/gyosei/6/1/1/14494.html>

類似の取組を行っている団体：埼玉県越谷市（6つの情報化の推進方針を掲げた越谷市情報化推進計画(2021)）、福岡県北九州市

事例: 全庁一丸でデジタル変革をおこすための体制整備【福島県磐梯町】

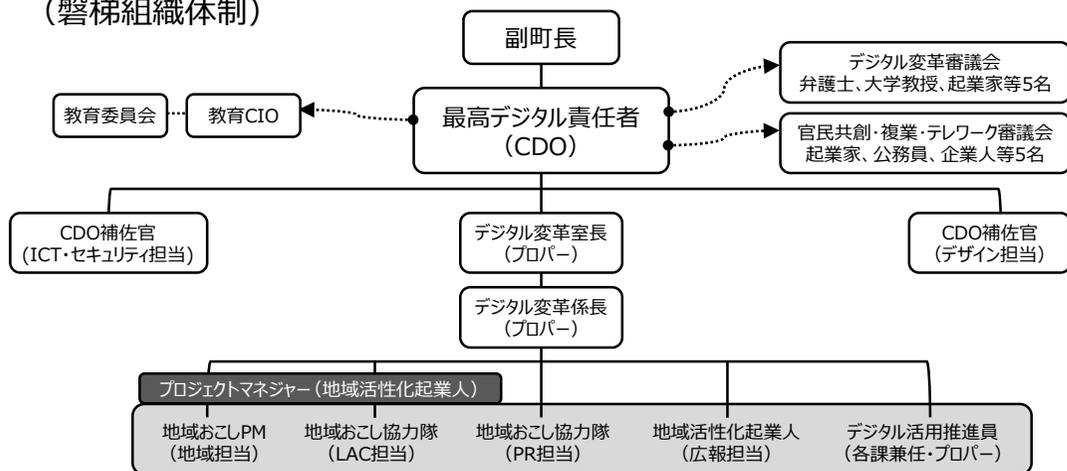


- 副町長の直下に全庁・横断的なDX推進担当の組織を設置
- CDO、CDO補佐官、地域プロジェクトマネージャー等に外部人材を積極的に任用

概要

- 仕組みを変えずして、全庁一丸となってデジタル変革に取り組んでいくことは極めて困難との考えの下、副町長の直下に全庁・横断的なDX推進担当組織としてデジタル変革戦略室を設置。
- CDO、CDO補佐官（ICT、セキュリティ担当・デザイン担当）、地域プロジェクトマネージャー、地域活性化起業人及び地域おこし協力隊として外部人材を迎え入れ、DXを強力に推進。
- 複数の外部人材とも円滑に業務を行うことができるよう完全オンライン、ペーパーレス、リモートを前提とする組織に。

(磐梯組織体制)



(磐梯町DX戦略の「^{じゅう}仕の掟」(行動規範))

一、住民本位でなければなりません	一、行動し、挑戦しなければなりません
一、誰一人取り残してはなりません	一、失敗を責めてはなりません
一、言葉や他者に踊らされてはなりません	一、データ・事実と結果を軽視してはなりません
一、本当の価値を評価しなければなりません	一、目的と手段を取り違えてはなりません
一、できない理由を並べてはなりません	一、感謝し、他の模範とならねばなりません

【参考情報】 人口:0.3万人、 関連URL: <https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/dx/>

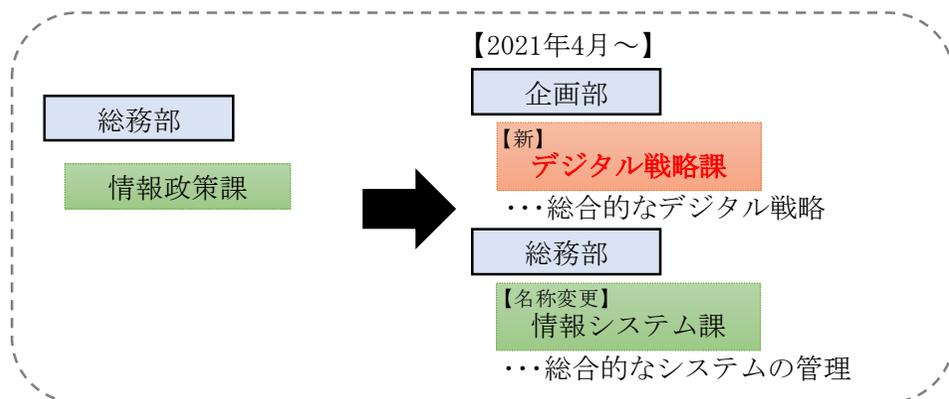
類似の取組を行っている団体: 茨城県つくば市、石川県加賀市他

事例:DX推進担当部門の設置事例【奈良県橿原市・福島県西会津町・山形県舟形町・山形県酒田市】



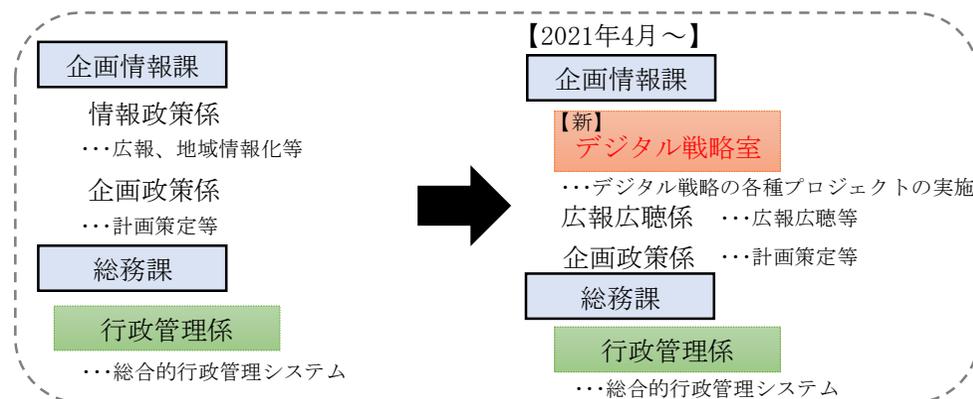
➤ DX推進担当部門は、部門間の総合調整、全体方針の策定、DXの取組みの進捗管理などを行うことが期待され、情報政策担当部門と別に設置する自治体がある

A 独立したDX推進担当課の設置 (奈良県橿原市)



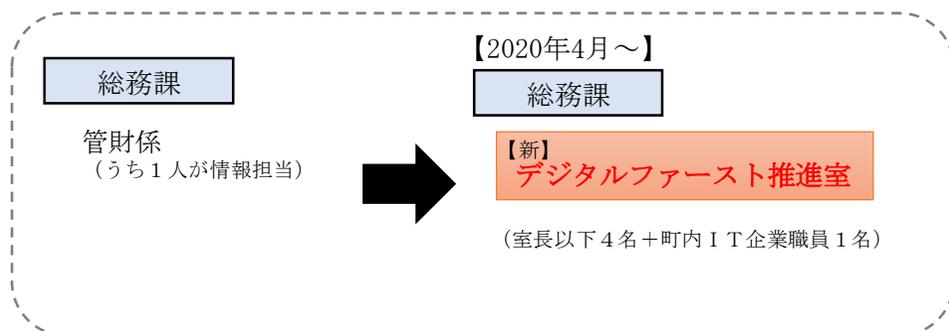
【参考情報】人口:12.2万人

B-1 企画担当課にDX推進担当を設置(福島県西会津町)



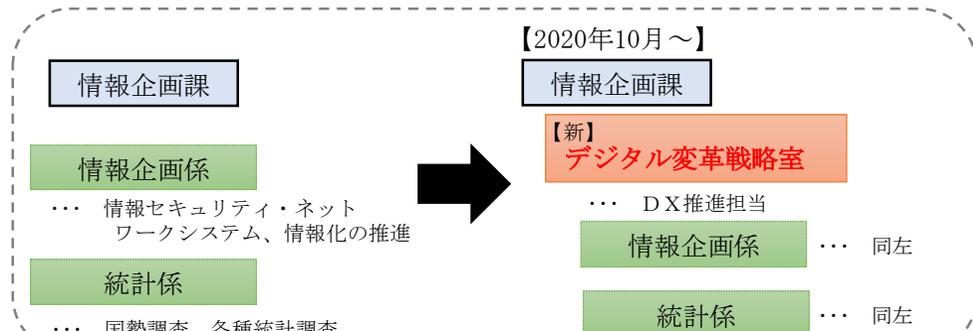
【参考情報】人口:0.6万人

B-2 総務担当課にDX推進担当を設置(山形県舟形町)



【参考情報】人口:0.5万人

C 情報政策担当課にDX推進担当を設置(山形県酒田市)

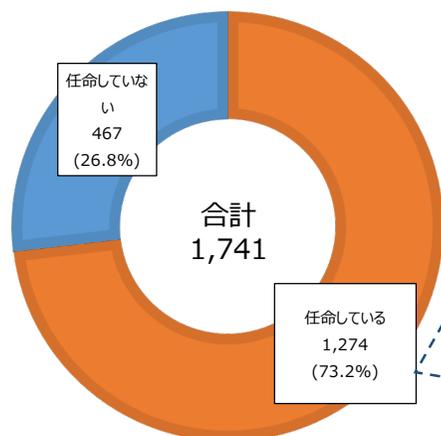


【参考情報】人口:10.1万人

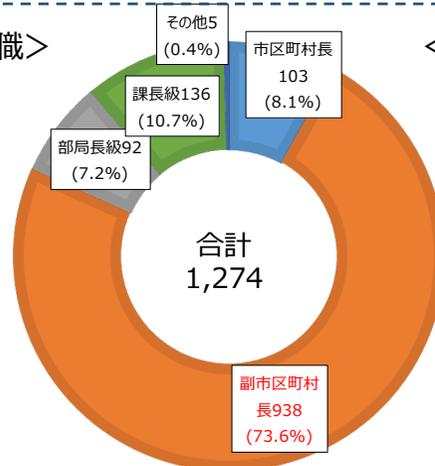
市区町村におけるCIO・CIO補佐官の任命状況

- 自治体DX推進計画において、CIOは、「庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう副市区町村長等が望ましい」としており、実際に、副知事・副市区町村長が任命されている傾向。
- 一方で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官は、「内部に適切な人材がない場合には、外部専門人材の活用を積極的に検討する」こととしているが、適任者が見つけれられないなどその人材確保が課題となっており、令和3年4月1日現在で、外部人材を活用している市区町村は少ない。

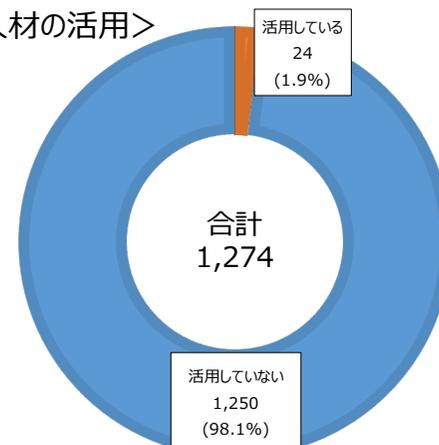
CIOの任命状況



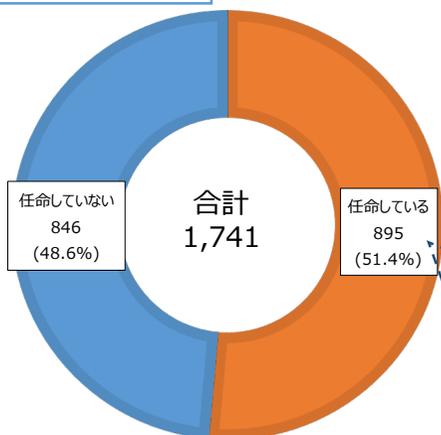
<CIOの役職>



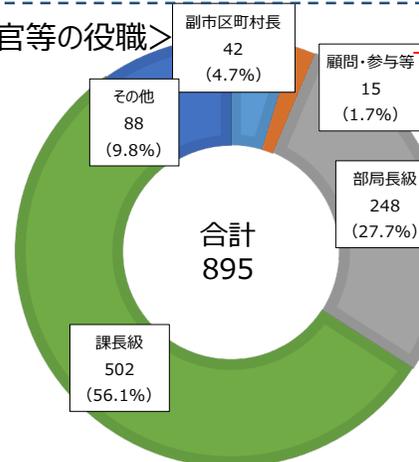
<外部デジタル人材の活用>



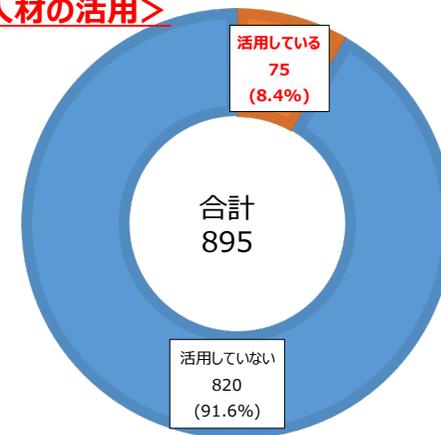
CIO補佐官の任命状況



<CIO補佐官等の役職>



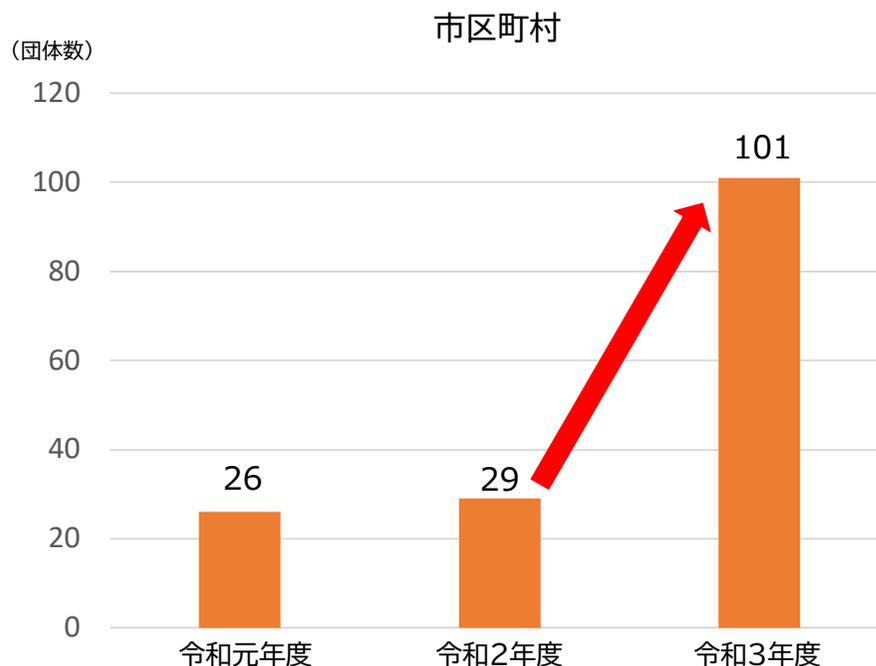
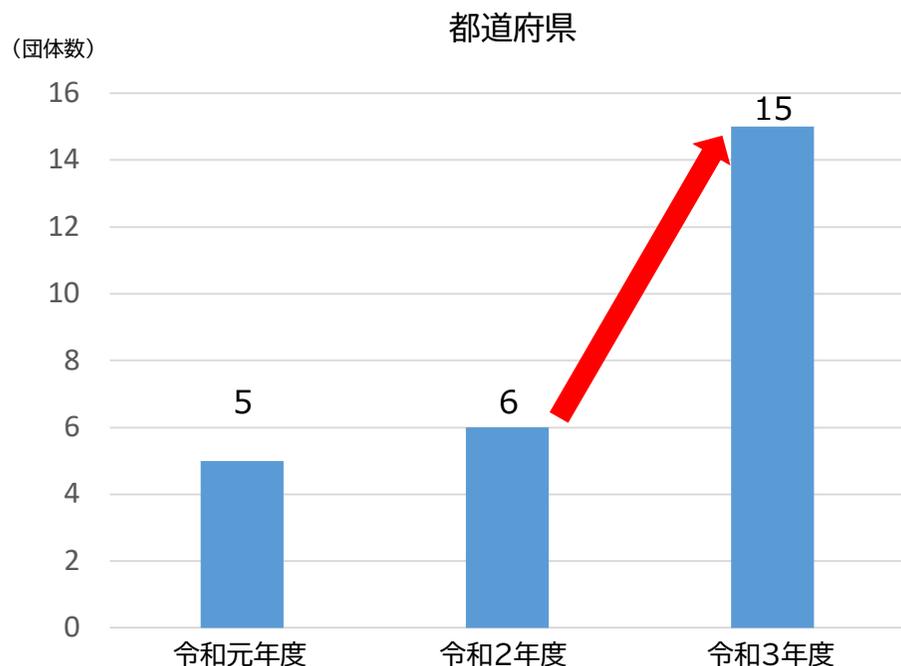
<外部デジタル人材の活用>



自治体におけるCIO補佐官等としての外部人材の活用状況の推移

- 自治体DX推進計画(令和2年12月25日策定)において、自治体のDX推進に当たっては、首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者(CIO)を中心とする全庁的・横断的な推進体制を整備することが望まれるとしており、CIOは副市長等であることが想定される。
- そこで、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となり、自治体においては状況に応じ、外部人材の活用を検討することも必要である。
- 令和3年度から、市区町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について特別交付税措置を講じているが、自治体におけるCIO補佐官等としての外部人材の活用状況は以下のとおり。

(CIO補佐官等として外部人材を活用している団体数)



※ 令和元年度は令和元年4月1日時点、令和2年度は令和2年4月1日時点、令和3年度は令和3年9月1日時点。いずれも総務省自治行政局地域情報化企画室調査

市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての財政措置について

1 趣旨

- 「自治体DX推進計画」では、自治体DXの各種取組を推進するための組織体制として、役職ごとの役割を設定し、全庁的・横断的な体制整備に着手することが望ましい、としている。
- なかでも、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となるが、市町村においては、適任者が見つけられないなどその人材確保が課題となっている。
- そこで、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費について特別交付税措置を講じる。

2 財政措置の概要

(1) 対象経費

- ① 市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの
 - ・特別職非常勤職員として任用する場合：報酬等（期末手当等を含む。）
 - ・外部に業務委託する場合：委託料等

- ② 市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集を行うための経費 （令和4年度から拡充）

(2) 措置額

市町村が支出した対象経費の合計額に0.5を乗じて得た額

(3) 対象経費の上限額

募集を行うための経費：100万円まで

(4) 措置期間

令和7年度まで

民間人材サービスを活用した外部デジタル人材の募集について

■ 団体①（人口：200万人以下）

- ・ 1ヶ月間のサイト掲載で県外、国外含め約300名から応募があった
- ・ 「副業・兼業」での募集としたことも奏功し、首都圏や本来当県とは接点の無いような高度人材からも興味をもってもらった
- ・ 普段、採用面接等を行わない情報担当課が選考を行うに当たって必要なアドバイスもしてくれた
- ・ 書類選考を民間人材サービスのweb上で行い、ペーパーレス化で効率的に行えた。費用は全体で50万円程度

■ 団体②（人口：50万人以下）

- ・ エントリーは約100名あり、うち必要な論文提出まで至ったのが50名いた
- ・ 応募者に対し、必要な論文の提出についてなど、こまめに連絡するようアドバイスがあり、50名もの論文提出に繋がった
- ・ サイトに掲載する写真や記事の量などで料金はカスタマイズできる。今回は全体で50万円以下で実施

■ 団体③（人口：10万人以下）

- ・ 3週間程度で約250名の応募。サイトに登録している人は転職・兼業に意欲の高い方が県内外から応募があった
- ・ 応募者の経歴の確認が容易でサイトのシステムを活用することで選考作業がスムーズだった
- ・ 「応募者に大凡の結果通知までのメドを丁寧に伝えた方が良い」との助言や他団体での対応内容も含め教えてくれた
- ・ 費用は全体で約100万円程度

団体規模別の自治体DX推進体制整備状況

	全体方針を策定		全庁的・横断的な推進体制を組んでいる		DX推進専任部署を設置している		CIOに外部人材を活用		CIO補佐官に外部人材を活用	
特別区	12	(52.2%)	14	(60.9%)	18	(78.3%)	1	(4.3%)	8	(34.8%)
市	167	(21.1%)	315	(39.8%)	311	(39.3%)	15	(1.9%)	58	(7.3%)
町	36	(4.8%)	121	(16.3%)	87	(11.7%)	5	(0.7%)	9	(1.2%)
村	4	(2.2%)	30	(16.4%)	22	(12.0%)	3	(1.6%)	0	(0.0%)
計	219	(12.6%)	480	(27.6%)	438	(25.2%)	24	(1.4%)	75	(4.3%)

※括弧内は各団体区分毎の総団体数（23区、792市、743町、183村）に占める割合
 ※「令和3年度地方自治情報管理概要」（令和3年4月1日時点調査）のデータをもとに集計

課題

特に、**町村など小規模団体において、外部人材の活用を含め自治体DXの取組の進捗が遅れており、総務省において、後押しすることが急務。**

高度なデジタル人材について官民で需給が逼迫している状況下で、システム標準化・共通化など、全国の自治体が足並みを揃えて取り組む必要のある自治体DXを強力に推進するためには、**デジタル人材を、民間企業ではなく、小規模団体も含めた自治体での任用等が推進されるよう、総務省がその環境整備を担う必要。**

例) 民間人材サービス会社と連携した自治体支援、都道府県内での人材シェアリングの横展開 等

事例: 市町村DX支援業務を包括的に実施【大阪府】



- 「市町村DX推進に係る市町村アドバイザー業務」を民間事業者に外部委託
- デジタル人材の確保が困難である市町村を府がサポート

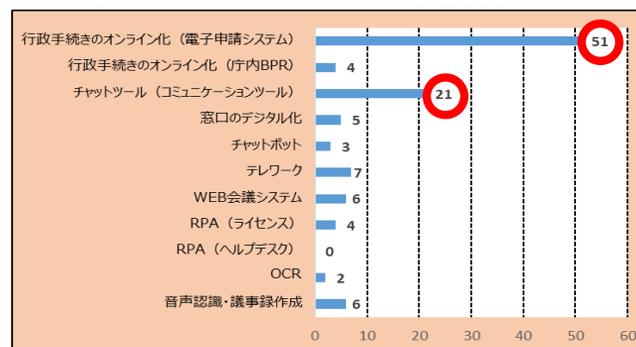
概要

- 大阪府では、市町村のデジタル化の取組みを支援するため、次の業務をICT系コンサル企業に委託して実施。独自でデジタル人材を確保することが困難な市町村のデジタル化を後押し。
 - ① ヒアリングや各種調査結果を基に、市町村のデジタル化の取組み状況の分析
 - ② DX推進計画の重点取組事項を中心に、市町村のデジタル化の取組みを着実に進めるための支援
 - ③ システムの標準化等の対象となっていない業務システムについて、新たな市町村の情報システムの共同化企画、先進事例・市場調査等の支援
 - ④ 市町村の日常業務に関する相談会の開催や問合せ対応

(参考)

- 市町村が希望する情報システムの共同化のテーマは、
1位・・・行政手続のオンライン化（汎用性電子申請システム）
2位・・・コミュニケーションチャットツール
であったことから、令和3年度は上記について共同調達を実施。
- 「大阪府スマートシティ戦略推進補助金」を創設し、新規性や横展開の可能性のある取組みを財政的に支援。

共同化の希望について（R2.10.8 照会結果）



『大阪府スマートシティ戦略推進補助金及びシステム等共同化について（照会）』結果
共同化の希望について1位=2点、2位=1点で集計

【参考情報】 人口:885.0万人、 関連URL: https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiki_senryaku/adviser/index.html

3. 地域社会のデジタル化

「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」のバージョンアップについて

地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」の推進には、各自治体の創意工夫を活かしたデジタル実装の取組を促す必要。

各自治体の事業担当部局が、地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるような事例を掲載した「**地域社会のデジタル化に係る参考事例集**」を公表し、各団体に周知（令和3年12月28日）。
更なるデジタル実装の取組を促すため、**今夏、事例の追加や深掘りなどを行い、事例集のバージョンアップを実施。**

バージョンアップのポイント

- ✓ 具体的な取組事例を
123事例 → 約200事例 に 充実
- ✓ 事業分野を追加し（孤独・孤立対策、キャッシュレス（自治体マイナポイント含む）、ローカル5G）
17分野 → 20分野 に 充実
- ✓ 取り組むに至った経緯・きっかけや、同様の取組を検討する他団体へのアドバイス等を追記。
- ✓ 導入時に活用した国等の支援制度や事業費（財源含む）を追記。

<イメージ>

現行

買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築 【長野県伊那市】

事業の概要

- 伊那市は、免許返納等で買い物が困難な住民をサポートするため、地元スーパーの商品をドローンで配達する「**ゆうあいマーケット**」を令和2年8月から展開している。サービスの利用料は月額1,000円のサブスクリプション制となっている。
- 利用者は、自宅のケーブルテレビのリモコンで商品を注文し、購入代金はケーブルテレビの利用料金に加算されて引き落とされる**キャッシュレス対応**となっている。
- 商品は、ドローンにより近くの公民館に届けられ、集落支援員等が**利用者宅まで手渡す**こととしており、利用者の**安否確認や見守り**も行うことができるように工夫している。



追加

もっと知りたい！ 担当者にインタビュー



取組の経緯・きっかけを教えてください。

(総務省)

「少子高齢化や人口減少に伴う「買い物弱者の増加」や「物流機能の低下」といった地域課題に対し、デジタル技術の導入による解決策を検討した結果、自律飛行ドローンを活用した官民連携の買い物支援という構想に行きつきました。



導入又は実証時において、国又は都道府県の支援制度（人的支援や技術提供、補助金等）を活用しましたか？



安全なドローン物流のための航路としての河川上空の開発や買い物支援サービスの事業化に当たっては、内閣府の地方創生推進交付金（平成30年度から3年間）を活用しました。また、ケーブルテレビ・プラットフォームは、総務省のデータ活用型スマートシティ推進事業（令和元年度）を活用することにより、オンデマンドタクシーの呼出しや遠隔地見守りとしても利用いただいています。



これから事業を考えている自治体に向け、一言お願いします。



デジタル技術の導入やスマートシティの構築自体を目的とするのではなく、地域が抱える課題解決の手段として、民間事業者等と協力して進める必要があります。課題の抽出や事業者との調整は、技術の導入よりも時間をかけて丁寧に行うことが重要ではないでしょうか。

令和3年度事業費 39,481千円



取組に至った経緯や課題認識、同様の取組を検討する他団体へのアドバイス等の追記など事例の深掘りにより、**単に他団体の事業をそのまま模倣して導入するのではなく、各団体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取組を強力に推進。**

買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築【長野県伊那市】

事業の概要

- 伊那市は、免許返納等で買い物が困難な住民をサポートするため、地元スーパーの商品をドローンで配達する「**ゆうあいマーケット**」を令和2年8月から展開している。サービスの利用料は月額1,000円のサブスクリプション制となっている。
- 利用者は、自宅のケーブルテレビのリモコンで商品を注文し、購入代金はケーブルテレビの利用料金に加算されて引き落とされる**キャッシュレス対応**となっている。
- 商品は、ドローンにより近くの公民館に届けられ、**集落支援員等が利用者宅まで手渡す**こととしており、利用者の**安否確認や見守り**も行うことができるように工夫している。



【参考情報①】 人口:6.7万人

関連URL: <https://www.mcpc-jp.org/award2021/>
(「MCPC award 2021」総務大臣賞)

【参考情報②】 地方創生推進交付金(内閣府) とは

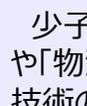
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>

もっと知りたい! 担当者にインタビュー



取組の経緯・きっかけを教えてください。

(総務省)



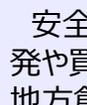
少子高齢化や人口減少に伴う「買い物弱者の増加」や「物流機能の低下」といった地域課題に対し、デジタル技術の導入による解決策を検討した結果、自律飛行ドローンを活用した官民連携の買い物支援という構想に行きつきました。



(伊那市)



導入又は実証時において、国又は都道府県の支援制度(人的支援や技術提供、補助金等)を活用しましたか?



安全なドローン物流のための航路としての河川上空の開発や買い物支援サービスの事業化に当たっては、内閣府の地方創生推進交付金(平成30年度から3年間)を活用しました。また、ケーブルテレビ・プラットフォームは、総務省のデータ利活用型スマートシティ推進事業(令和元年度)を活用することにより、オンデマンドタクシーの呼出しや遠隔地見守りとしても利用いただいています。



これから事業を考えている自治体に向け、一言お願いします。



デジタル技術の導入やスマートシティの構築自体を目的とするのではなく、地域が抱える課題解決の手段として、民間事業者等と協力して進めることが必要です。課題の抽出や事業者との調整は、技術の導入よりも時間をかけて丁寧に行うことが重要ではないでしょうか。



令和3年度事業費 39,481千円

ICT技術を活用した獣害対策を実施【福島県大玉村】

事業の概要

- 大玉村では、令和2年度から獣害(イノシシ)対策にICT技術を活用している。
- イノシシによる生活環境被害等を防ぐためには、「捕獲」「生息環境管理」「被害防除」を組み合わせた地域ぐるみでの総合的な対策が重要になるが、村では、「被害防除」について、**センサー付きのわなを導入**することで、捕獲の効率化を図っている。

- 4 m四方の囲いわなと映像をリアルタイムに配信する機器を組み合わせることで、**タイミングを調整しながら一度に複数頭のイノシシを捕獲**することができる。

こうしたICTわなを導入することで、**わな**の**見回りに係る猟友会等の負担軽減**や**錯誤捕獲の回避**を図っている。



【参考情報①】 人口:0.9万人

関連URL: <https://www.vill.otama.fukushima.jp/>

もっと知りたい! 担当者にインタビュー



取組の経緯・きっかけを教えてください。

(総務省)

本村ではイノシシ被害が頻繁に発生しており、対策の主軸として、大玉村鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲活動が行われておりますが、隊員の高齢化や人材不足が否めない状況にあります。しかし、今後も継続的な対策が必要となるため、捕獲効率向上や作業省力化を目的とした先進技術の導入から実証を行うという考えに至りました。



(大玉村)



導入又は実証時において、国又は都道府県の支援制度(人的支援や技術提供、補助金等)を活用しましたか?

左記のとおり、本事業では「捕獲」「生息環境管理」「被害防除」を組み合わせた対策を行うことが重要となり、ICTを活用した捕獲のみにとどまらず、一体的な侵入防止施設整備やそれに向けた集落環境診断・住民説明会等による合意形成、センサーカメラによる鳥獣の生息状況調査を業務委託により行うものであり、福島県イノシシ被害防止総合対策実証事業補助金を活用しました。



「ICTを活用した捕獲」を実施した経験をもとに、これからの対策方法について教えてください。

ICTを活用したことによりイノシシの「同時多頭捕獲」ができました。また、リアルタイムで視聴できることにより、目標とする個体を捕獲することができました。

今回使用したわなは「4 m四方の囲いわな」となっており、鉄パイプ等の支柱を組み合わせたものとなります。前述のとおり実施隊員は高齢の方が多いことから、設置から移動・撤去までが容易にできる大型のわなを確保できた場合には、再度ICTを活用した捕獲による効率的な捕獲活動を展開していきたいと考えております。



令和3年度事業費 11,616千円

(うち、福島県イノシシ被害防止総合対策実証事業補助金
11,616千円)

小型GPSを内蔵した靴による認知症見守り【岡山県矢掛町】

事業の概要

- 矢掛町では、認知症の人が安心して出歩くことができる地域づくりを目指し、認知症の人の生命と安全の確保及び介護者の介護負担を軽減することを目的に、**小型GPSが内蔵された靴の購入における費用の一部補助**（償還払い）を実施している。
- 対象者がGPSを内蔵した靴を履くことで、家族等がスマートフォンから**位置情報をもとに対象者を検索できる**仕組み。
- 万が一、対象者が行方不明となった際は、家族が**早期に発見**することができる。さらに必要に応じて警察に情報を提供をする事で、**捜索への活用が可能**となる。

見えれば、認知症の高齢者の行方不明に備えよう！ Part1

高齢者の認知症による徘徊などで寄り道が分からなくなり、行方不明になることが増えています。今月号では、暮らしの安心を守る「小型GPS内蔵靴」を紹介します！

【例えば、こんな場面で、「小型GPS内蔵靴」が大切な家族を守ります】

おばあちゃんが帰ってこない！居場所が分からない…

小型GPS内蔵靴をはいていれば、万が一、行方不明になった行方不明者の位置情報を確認できます。また、必要に応じて、警察に情報を提供し、捜索への活用が可能です。

「家からいついなくなるか分からない」と気をほって生活をすることは、ご本人も介護者もストレスが多くなります。介護を少しでも楽にしたいと思いませんか？

町では、小型GPS内蔵靴の購入促進に取り組みしており、購入費の一部を補助しています。ぜひ、ご利用ください。



小型GPS内蔵靴購入費補助

- ※補助 購入費用の2分の1を補助します（上限2万円）
- ※対象者 認定後1年以上認知症の診断がある人詳しくは地域包括支援センターまでお問い合わせください。

〒762-0216 岡山県岡山市東区 地域包括支援センター
電話 082-210216 有線 0572

広報やかげ 7月号

【参考情報①】 人口：1.4万人
関連URL： —

【参考情報②】地域支援事業交付金（厚生労働省）とは
URL：
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

もっと知りたい！ 担当者にインタビュー



(総務省)

取組の経緯・きっかけを教えてください。

従来、ペンダント型のGPSを使用した認知症高齢者等の見守りを実施していましたが、利用者が持ち歩くことが難しい等の課題がありました。そこで、令和元年度から、小型GPS内蔵靴による見守り支援を促進していく事になりました。



(矢掛町)



導入又は実証時において、国又は都道府県の支援制度（人的支援や技術提供、補助金等）を活用しましたか？

小型GPS内蔵靴購入費補助金については、地域支援事業 任意事業 家族介護支援事業として位置付けており、地域支援事業交付金を活用しています。



住民の反応（声）はいかがですか？

「今まで散歩に行ったら帰って来ない事が度々ありましたが、GPS内蔵靴の利用を開始してからは、無事発見できるようになりました。これからもこの靴を履いてもらうようになります。」とのお声をいただいています。



令和3年度事業費 60千円
(うち、地域支援事業交付金(厚生労働省)(23千円)
(岡山県)(12千円))

デジタル技術を活用し、生産者のやる気を地域で支援【宮崎県西米良村】

事業の概要

- 西米良村では、カラーピーマンを栽培する若手生産者から村に対し、質の良いカラーピーマン作りに関する相談があったことから、村、生産者、JA、県、民間事業者によるコンソーシアムを構成し、生産性・品質向上に向けた取組を進めている。
- 良質なカラーピーマンができる要因を分析するため、**ハウス内に環境モニタリング設備を導入し、ハウス内の温度、湿度等をリアルタイムで測定している。また、計測された情報は、生産者のスマートフォンのアプリから確認することができる。**
- 村は、複数の生産者のデータを比較し、村全体のカラーピーマン作りの質を高め、生産者の熱意をバックアップしていくこととしている。



【参考情報】 人口:0.1万人
関連URL: ー

もっと知りたい！ 担当者にインタビュー



(総務省)

取組の経緯・きっかけを教えてください。

「篤農家（安定高収量農家）の栽培技術やハウス内の環境データの共有を行うことが、産地全体の所得向上・活性化につながるのではないか」という、次世代を担う若手生産者グループの自主的な学び・気づきを支援するため、この事業に取り組みました。



(西米良村)



導入又は実証時において、国又は都道府県の支援制度（人的支援や技術提供、補助金等）を活用しましたか？

デジタル技術を活用した、作業労力の軽減や効率性を検証するため、宮崎県の「スマート農業による働き方改革産地実証事業」に応募し、モニタリング設備等を導入しました。



生産者の反応（声）はいかがですか？

これまではハウス内の温湿度管理のために、定期的にハウスに足を運び、温湿度計を直接確認しながらハウスの開閉やかん水等の作業を行っていましたが、設備導入後はいつでもリアルタイムに確認することができるようになったことで、「労働時間の削減・省力化につながった」との反応や「今後は蓄積されたデータを分析し、より質の高いカラーピーマンを生産していきたい」という、意欲的な声が聞かれました。



令和3年度事業費 1,455千円

村民に身近なあらゆる場所でスマートフォンの相談会を実施【茨城県東海村】

事業の概要

- 東海村では、デジタルデバイド対策として、**ターゲットを性質によって分け、様々な場所で重層的なスマホ講座を実施**するとともに、**スマホの購入を支援する取組**を実施している。
- スマホを持っていない人に対しては、役場、自治会において「**体験会**」としてスマホに触れてもらい、ガラケーを利用している人に対しては、購入と講座をセットで支援する。既にスマホを持っている人に対しては、自治会、薬局、公民館において**スマホ講座**を開催するとともに、**国のデジタル活用支援推進事業(地方連携型)を活用**して講座を提供している。
- 特に、ガラケーからスマホに買い替える人に対しては、**購入店舗で6回のスマホ講座を受けると最終的に購入費用の補助申請を住民自らスマホで行うことができる仕組み**になっている。



【参考情報①】 人口:3.8万人 関連URL:
https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/soshikikarasagasu/sougousenryaku/tiikisernyakuka/39/3_1/dejitarukousou/smartphone/index.html
 (村HP)

【参考情報②】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(内閣府)とは
 URL: <https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

もっと知りたい! 担当者にインタビュー



取組の経緯・きっかけを教えてください。

(総務省)

社会全体のデジタル化が進む一方で、本村においてもデジタルに慣れていない住民、特に高齢者が多く存在します。リアルタイム情報の取得やオンライン行政手続き等、世代に関わらず誰でもデジタル社会の恩恵を受けられるようにすることが急務と考えました。



(東海村)



導入又は実証時において、国又は都道府県の支援制度(人的支援や技術提供、補助金等)を活用しましたか?

スマホ講座は総務省のデジタル活用支援推進事業(地方連携型)、スマホ購入費補助事業は、内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。



事業の近況を教えてください。

本取組は、スマホを所有してもらうための事業や、操作を学んでもらうための事業をそれぞれ単発で実施するのではなく、東海村社会福祉協議会やスマホショップと連携しながら一体的に実施しました。R4年度はスマホを活用してもらうための取組をよりいっそう深化(進化)させた「**とうかい“まるっと”スマホ大作戦**」を展開し、これまでの講座や相談会を拡充しつつ、全庁連携のもと、より身近な公共施設へのスマホ相談窓口の設置や、スマホサポーター養成講座を実施していきます。



令和3年度事業費 6,000千円
 (うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(内閣府)(6,000千円))

地域社会のデジタル化の推進

○地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進するため、令和4年度地方財政計画の歳出項目として、引き続き「地域デジタル社会推進費」を計上

【事業費】 2,000億円（令和3年度と同額）

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

地方交付税措置

【算定項目】

「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）

【算定額】

2,000億円程度（うち道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル実装タイプ^① の概要

＜令和3年度補正一般会計 20,000百万円の内数＞

目的

- デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援。

概要

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、
- データ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う取組（TYPE 2・3）
 - 他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組（TYPE1）
- を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を支援。

詳細

＜TYPE別の内容＞



※申請上限数：都道府県 9事業 市町村 5事業

○要件（TYPE共通）

- デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む
- コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係と連携し、事業を実行的、継続的に推進するための体制の確立

※TYPE 2・3については、官民および民間事業者間での相互連携性の確保など、デジタル原則への準拠を求める。

＜対象事業の例＞

TYPE2・3

データ連携基盤を活用したスマートシティ構想 等

TYPE1

観光MaaS

相乗りマッチング

スマート農業

母子健康手帳アプリ

遠隔ライブ授業

＜中長期的取組＞

事例の採択・フォローアップや好事例の情報発信により、地域のデジタル実装を強力に支援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進。



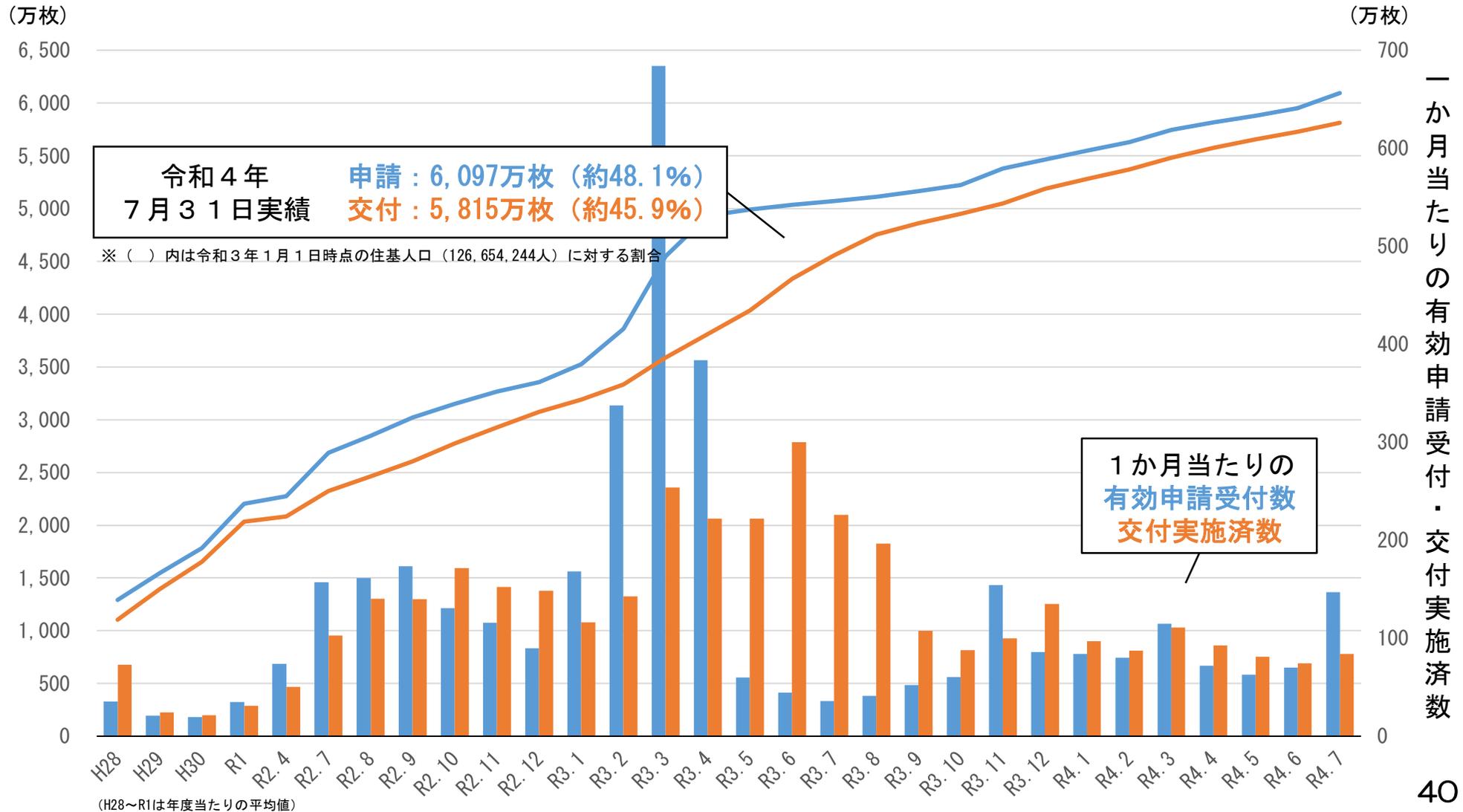
効果

意欲ある地域における地域の課題解決や魅力向上に向けた先導的なデジタル実装の取組を支援し、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現することにより、デジタル田園都市国家構想を推進。デジタルの実装に取り組む地方公共団体：1000団体（2024年度末）を目指す。

4. マイナンバーカード・マイナポイント（ほぼ全国民への普及に向けて）

マイナンバーカードの申請・交付状況

- マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されているところ。
- この方針の下、カードの利活用等を所管するデジタル庁、カードの発行・交付を所管する総務省など、関係省庁が連携しつつ、政府全体でさらなる普及促進に取り組む。



マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和4年7月末時点）

○ 団体区分別

区分	人口（R3.1.1時点）	交付枚数	人口に対する交付枚数率
全国	126,654,244	58,151,191	45.9%
指定都市	27,549,061	13,339,580	48.4%
特別区・市（指定都市を除く）	88,437,937	40,381,082	45.7%
町村	10,667,246	4,430,529	41.5%

○ マイナンバーカード交付先進地域

（1）区分別交付枚数率上位10団体

【特別区・市】

団体名	人口に対する交付枚数率
宮崎県都城市	82.6%
兵庫県養父市	78.7%
石川県加賀市	74.8%
高知県宿毛市	72.2%
和歌山県紀の川市	64.8%
石川県珠洲市	64.8%
愛媛県大洲市	63.9%
鹿児島県西之表市	61.9%
宮崎県宮崎市	60.2%
高知県四万十市	59.7%

【町村】

団体名	人口に対する交付枚数率
新潟県粟島浦村	85.5%
大分県姫島村	82.3%
福井県池田町	72.9%
静岡県西伊豆町	70.3%
鹿児島県中種子町	68.9%
長野県南牧村	68.8%
長崎県小値賀町	68.2%
兵庫県香美町	67.8%
熊本県苓北町	67.1%
福島県磐梯町	65.0%

（2）都道府県別交付枚数率上位10団体

【都道府県】

団体名	人口に対する交付枚数率
宮崎県	59.5%
兵庫県	50.9%
奈良県	49.8%
神奈川県	49.7%
東京都	49.7%
滋賀県	49.6%
山口県	47.1%
千葉県	47.0%
大阪府	46.9%
広島県	46.6%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和4年7月末時点）

○ 都道府県別

都道府県名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,228,732	2,241,435	42.9%
青森県	1,260,067	503,458	40.0%
岩手県	1,221,205	480,211	39.3%
宮城県	2,282,106	1,016,153	44.5%
秋田県	971,604	417,895	43.0%
山形県	1,070,017	450,345	42.1%
福島県	1,862,777	755,690	40.6%
茨城県	2,907,678	1,272,393	43.8%
栃木県	1,955,402	838,817	42.9%
群馬県	1,958,185	764,001	39.0%
埼玉県	7,393,849	3,274,642	44.3%
千葉県	6,322,897	2,973,424	47.0%
東京都	13,843,525	6,874,264	49.7%
神奈川県	9,220,245	4,582,419	49.7%
新潟県	2,213,353	871,046	39.4%
富山県	1,047,713	486,815	46.5%
石川県	1,132,656	526,699	46.5%
福井県	774,596	352,592	45.5%
山梨県	821,094	349,755	42.6%
長野県	2,072,219	822,245	39.7%
岐阜県	2,016,868	877,943	43.5%
静岡県	3,686,335	1,711,555	46.4%
愛知県	7,558,872	3,449,317	45.6%
三重県	1,800,756	813,420	45.2%

都道府県名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
滋賀県	1,418,886	703,154	49.6%
京都府	2,530,609	1,169,380	46.2%
大阪府	8,839,532	4,149,339	46.9%
兵庫県	5,523,627	2,810,582	50.9%
奈良県	1,344,952	669,819	49.8%
和歌山県	944,750	392,969	41.6%
鳥取県	556,959	246,457	44.3%
島根県	672,979	304,661	45.3%
岡山県	1,893,874	850,875	44.9%
広島県	2,812,477	1,309,532	46.6%
山口県	1,356,144	638,967	47.1%
徳島県	735,070	317,475	43.2%
香川県	973,922	436,339	44.8%
愛媛県	1,356,343	616,003	45.4%
高知県	701,531	265,583	37.9%
福岡県	5,124,259	2,377,821	46.4%
佐賀県	818,251	375,026	45.8%
長崎県	1,336,023	593,260	44.4%
熊本県	1,758,815	794,538	45.2%
大分県	1,141,784	519,647	45.5%
宮崎県	1,087,372	646,569	59.5%
鹿児島県	1,617,850	708,330	43.8%
沖縄県	1,485,484	548,331	36.9%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和4年7月末時点）

○ 年齢・男女別

年齢	人口(R3.1.1時点)			交付枚数			人口に対する 交付枚数率			全体に対する 交付枚数率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	61,797,907	64,856,337	126,654,244	28,741,988	29,409,203	58,151,191	46.5%	45.3%	45.9%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	2,368,294	2,253,015	4,621,309	641,308	612,107	1,253,415	27.1%	27.2%	27.1%	2.2%	2.1%	2.2%
5～9	2,671,006	2,540,699	5,211,705	1,013,234	973,226	1,986,460	37.9%	38.3%	38.1%	3.5%	3.3%	3.4%
10～14	2,813,693	2,672,424	5,486,117	1,044,834	1,013,531	2,058,365	37.1%	37.9%	37.5%	3.6%	3.4%	3.5%
15～19	2,930,647	2,788,116	5,718,763	1,149,754	1,114,928	2,264,682	39.2%	40.0%	39.6%	4.0%	3.8%	3.9%
20～24	3,279,022	3,099,426	6,378,448	1,392,204	1,449,490	2,841,694	42.5%	46.8%	44.6%	4.8%	4.9%	4.9%
25～29	3,322,243	3,122,193	6,444,436	1,482,348	1,596,311	3,078,659	44.6%	51.1%	47.8%	5.2%	5.4%	5.3%
30～34	3,477,071	3,299,165	6,776,236	1,610,988	1,682,232	3,293,220	46.3%	51.0%	48.6%	5.6%	5.7%	5.7%
35～39	3,873,471	3,725,116	7,598,587	1,770,883	1,798,611	3,569,494	45.7%	48.3%	47.0%	6.2%	6.1%	6.1%
40～44	4,328,567	4,176,094	8,504,661	1,881,178	1,880,544	3,761,722	43.5%	45.0%	44.2%	6.5%	6.4%	6.5%
45～49	5,036,488	4,884,780	9,921,268	2,161,594	2,136,166	4,297,760	42.9%	43.7%	43.3%	7.5%	7.3%	7.4%
50～54	4,445,711	4,356,821	8,802,532	2,141,540	2,155,709	4,297,249	48.2%	49.5%	48.8%	7.5%	7.3%	7.4%
55～59	4,012,379	3,996,798	8,009,177	1,936,826	1,970,103	3,906,929	48.3%	49.3%	48.8%	6.7%	6.7%	6.7%
60～64	3,671,788	3,740,656	7,412,444	1,952,835	1,957,087	3,909,922	53.2%	52.3%	52.7%	6.8%	6.7%	6.7%
65～69	3,939,694	4,158,810	8,098,504	1,990,503	1,977,306	3,967,809	50.5%	47.5%	49.0%	6.9%	6.7%	6.8%
70～74	4,415,966	4,921,233	9,337,199	2,317,235	2,392,324	4,709,559	52.5%	48.6%	50.4%	8.1%	8.1%	8.1%
75～79	3,073,178	3,817,058	6,890,236	1,721,290	1,877,384	3,598,674	56.0%	49.2%	52.2%	6.0%	6.4%	6.2%
80～84	2,222,338	3,134,063	5,356,401	1,306,808	1,463,839	2,770,647	58.8%	46.7%	51.7%	4.5%	5.0%	4.8%
85～89	1,318,085	2,384,056	3,702,141	800,470	888,965	1,689,435	60.7%	37.3%	45.6%	2.8%	3.0%	2.9%
90歳以上	598,251	1,785,771	2,384,022	426,156	469,340	895,496	71.2%	26.3%	37.6%	1.5%	1.6%	1.5%

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの本人確認書類として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での本人確認が可能

表



電子的な本人確認

✓オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続きや契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

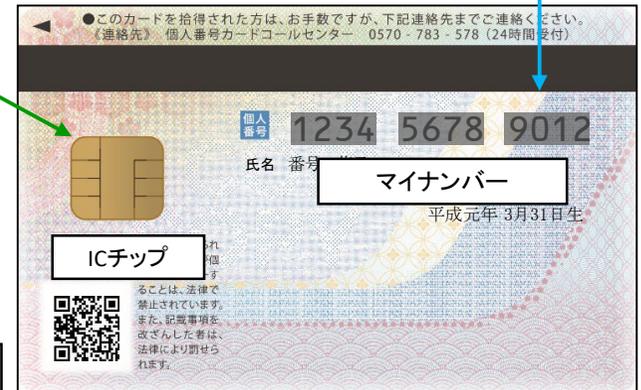
➔ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続き、添付書類が不要に

裏



マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。



万全のセキュリティ対策

- > 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- > アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- > 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



プライバシー性の高い個人情報は入っていません

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

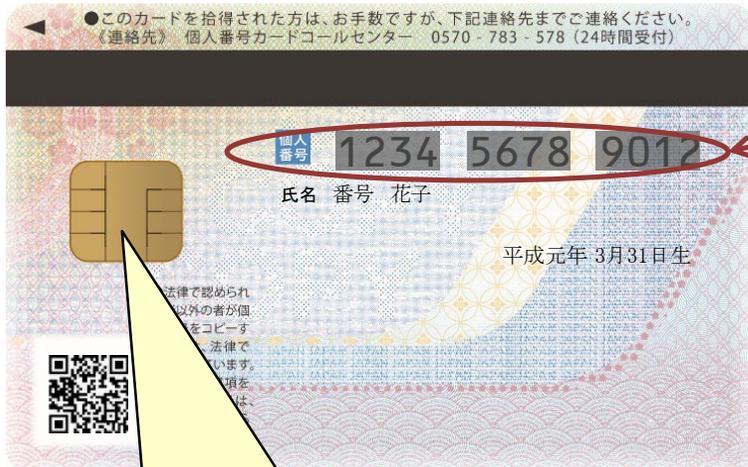
オンラインでの利用には電子証明書を使います
マイナンバーは使いません



- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く利用可能

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

健康保険証としての利用



- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10~本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、特定健診情報や服薬履歴の閲覧等も可能に(R3.10~)

マイナポイント第2弾



- ①マイナンバーカード取得
 - ②カードの健康保険証利用申込
 - ③公金受取口座登録
- をすると、最大2万円相当のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- ※①は第1弾(~R3.12.31)より切れ目無く、R4.1.1から申込付与開始(②③はR4.6頃から開始)

コンビニ交付サービス



- コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など各種証明書が取得可能(R4.4.1対象人口:11,185万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認



- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及(R4.4.1現在、民間事業者144社がサービスを提供)

マイナポータル



- 子育て関連手続の申請等をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認が可能

職員証・社員証としての利用



- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の社員証としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータ、日本郵政グループが活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
⇒ デジタル社会の実現に向けた重点計画(R3.12.24閣議決定)に基づく「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」に沿って推進
運転免許証(~R7.3までに実現)その他の国家資格証、お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、在留カード等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)をスマートフォンに搭載(令和4年度中実現予定)

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

デジタル社会の実現に向けた重点計画
(令和3年12月24日閣議決定)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
④ マイナンバーカードの普及及び利用の推進	ほぼ全国民に行き渡るよう、普及・利用の推進		引き続き、普及・利用の推進		
① マイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進	医療機関等の9割程度での導入を目指す	おおむね全ての医療機関等での導入を目指す			
② マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現	全国共通の運転者管理システムの整備	県警の運転者管理システムの移行 一体化に必要なシステム改修		運転免許証とマイナンバーカードの一体化 オンライン講習の全国実装	
	優良運転者のオンライン更新時講習のモデル事業	モデル事業の効果検証	全国実装に向けた改良 全国実装に必要なシステム改修		
	モバイル運転免許証等の在り方の検討				
③ マイナンバーカードと在留カードとの一体化の実現	検討	法案提出	準備(政省令、システム整備)		一体化したカードの交付
④ マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載の実現	技術検証、システム設計	システム構築	スマートフォン搭載の実現		
⑤ マイナンバーカードの国外継続利用の実現	システム設計・開発			国外継続利用の開始	
	在外公館での交付等の検討			検討結果を踏まえた必要な措置	
⑥ マイナンバーカードの電子証明書の円滑な発行・更新等	システム設計・開発	コンビニエンスストアでの暗証番号初期化・再設定(ロック解除)		郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等の実施	
⑦ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組	全業所管府省庁ごとの工程表に基づく取組、定期的なフォローアップ				

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表①

デジタル社会の実現に向けた重点計画
(令和3年12月24日閣議決定)

		実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が カードを保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局		
医療関係	健康保険証	健康保険証利用を可能とするオンライン資格確認の本格運用(令和3年10月～)	本格運用			厚生労働省 保険局医療介護 連携政策課		
	薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報	マイナポータルでの①薬剤情報、②特定健診等情報及び③医療費通知情報の提供開始(①②は令和3年10月～、③は11月～)		マイナポータルでの薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報の提供		厚生労働省 保険局医療介護 連携政策課		
	患者の利便性向上	先行事例の実証(令和2年3月)	実証		モデル事業・横展開といった進捗状況に応じた対応	厚生労働省 医政局研究開発 振興課		
	処方箋の電子化	・電子処方箋ガイドラインの改定実施(令和2年4月) ・お薬手帳との連携(令和3年10月)		システム開発・構築等		運用開始 (令和5年1月～)	厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課	
	生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	フィジビリティ調査実施(令和2年7月、10月)	地方との協議	環境整備・システム開発		本格運用	厚生労働省 社会・援護局 保護課	
	介護保険被保険者証		被保険者証そのものの在り方について見直し方策を検討し、保険者等の関係者と合意		環境整備・システム開発	本格運用	厚生労働省 老健局 介護保険計画課	
	PHR (Personal Health Record) 健康診断の記録		自治体システム改修等	自治体検診情報(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)についてマイナポータルでの提供開始	特定健診等情報のマイナポータルでの提供開始 ※特定健診情報として提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、システム整備等でき次第保険者を経由して、順次マイナポータルでの提供開始予定	薬剤情報のマイナポータルでの提供開始	手術等の情報のマイナポータルでの提供開始	厚生労働省 健康局健康課 (医政局研究開発振興課・歯科保健課、健康局がん・疾病対策課、医薬・生活衛生局総務課、労働基準局労働衛生課、子ども家庭局母子保健課、保険局医療介護連携政策課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)
	母子健康手帳	乳幼児等健診のマイナポータルでの提供(令和2年6月～)		学校健診： 実証事業・システム改修	システム整備でき次第、随時提供開始		厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表②

デジタル社会の実現に向けた重点計画
(令和3年12月24日閣議決定)

		実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が カードを保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局	
就労関係	ハローワーク カード		システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携 /マイナンバーカード活用準備	→	本格運用	厚生労働省 職業安定局 首席職業指導官室	
	ジョブ・カード	ジョブ・カードの情報を登録する 新規サイトの基本方針検討実施 (令和2年12月)		新規サイトの設計開発 試行運用	→	本格運用 (マイナポータルとの連携開始)	厚生労働省 人材開発統括官 キャリア形成支援室
	技能士台帳	システム整備準備(～令和 2年6月)		システム整備※	→	マイナポータル 閲覧	厚生労働省 人材開発統括官 能力評価担当参事官室
	安全衛生関係各種免許			システム整備※	→	マイナポータル 閲覧	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部計画課
	技能講習修了 証明書	データベース拡充(継続して 実施)		システム整備※	→	マイナポータル 閲覧	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部安全課
	建設キャリア アップカード			マイナンバーカードの利用環境整備		→	マイナポータルとの連携

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表③

デジタル社会の実現に向けた重点計画
(令和3年12月24日閣議決定)

		実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が カードを保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局
各種証明書等関係	在留カード		検討	法案提出	一体化に向け必要な措置を実施	出入国在留管理庁在留管理支援部 在留管理課在留管理業務室
	教員免許状		運用開始			文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
	大学の職員証、 学生証		モデル事業実施と実施結果等を 踏まえた大学関係者への周知	国立大学法人の中期目標・中期計画への反映		文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課
	障害者手帳		障害者手帳情報のデジタル化等の推進		インターネット 予約対応	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
	e-Tax等	マイナポータルとの連携開始 (年末調整：令和2年10 月、確定申告：令和3年 1月)	年末調整や確定申告手続に必要な情報について、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始 なお、マイナポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえつつ、今後順次拡大予定			国税庁長官官房 企画課
	taspoカード	業界団体等における開発・ 導入の検討状況についてヒ アリングを実施	マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、 業界団体等における開発・導入を検討		自販機に順次導入	財務省理財局 たばこ塩事業室
	社員証等		事業者向け周知・広報		進捗状況等に 応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課
	運転経歴証明書		運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付			警察庁 交通局運転免許課
			マイナンバーカードと運転免許証の一体化を踏まえた、運転経歴証明書 の在り方の検討		検討内容に応じた対応	
公共サービス	利用拡大の推進 (公共交通サービス ・図書館カード ・その他地方公共 団体発行カード)		先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進に よる普及		進捗状況等に 応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課 自治行政局 地域情報化企画室

医療機関・薬局における「オンライン資格確認」の導入状況について

1. 「オンライン資格確認」の仕組み

- 顔認証で本人確認を行える「顔認証付きカードリーダー」を医療機関・薬局に設置



富士通
(富士通Japan)



パナソニック
(パナソニック システム
ソリューションズ ジャパン)



アルメックス



キヤノン
(キヤノンマーケティングジャ
パン)

- 本人確認を行うとともに、医療機関・薬局が健診情報等を閲覧することについて同意を取得することが可能

来院

- ①マイナンバーカードを置く
(患者が自ら置く)



本人確認

- ②本人確認方法を選択

本人確認の方法を
選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の
目的には使用しません。

- ③顔の撮影
(又は暗証番号)

顔を枠内に入れてください。



同意取得

- ④情報閲覧の同意

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に
提供することに同意します
か。

この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用しま
す。

同意する

同意しない・40歳未満の方

完了

- ⑤資格確認等が完了

●●××様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナ
ンバーカードを取り出し、
待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方
はこちら

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

141,285施設 (61.5%) / 229,796施設

2. 準備完了施設数 (カードリーダー申込数の内数)

71,376施設 (31.1%) / 229,796施設

3. 運用開始施設数 (準備完了施設数の内数)

59,876施設 (26.1%) / 229,796施設

※ オンライン資格確認の導入予定施設数

	施設数	割合
病院	6,654	81.2%
医科診療所	45,351	50.6%
歯科診療所	37,553	53.1%
薬局	51,727	84.5%

(2022/7/31時点)

参考：全施設数

病院	8,191
医科診療所	89,679
歯科診療所	70,679
薬局	61,247

※ 院内システムの改修などが完了している施設数

	施設数	割合
病院	3,931	48.0%
医科診療所	19,697	22.0%
歯科診療所	15,817	22.4%
薬局	31,931	52.1%

	施設数	割合
病院	3,438	42.0%
医科診療所	15,719	17.5%
歯科診療所	12,784	18.1%
薬局	27,935	45.6%

目標：2023年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を目指す（令和3年6月成長戦略フォローアップ閣議決定）

【参考：健康保険証の利用の登録】

15,229,853件 カード交付枚数に対する割合 **26.2%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請受付数：約6,097万枚（人口比 48.1%）
交付実施済数：約5,815万枚（人口比 45.9%）

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

(社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進)

オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す。

2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、**保険証の原則廃止を目指す。**

厚生労働省はマイナンバーカードを健康保険証として使う「マイナ保険証」を提示した患者の窓口負担を軽くする。

最大21円の上乗せ分を半額以下に下げる。**通常の保険証を利用した場合の負担は引き上げ、マイナ保険証の方が割安にする方向だ。**医療機関や患者のマイナ対応を進め、遅れている医療分野のデジタル化を後押しする。

マイナ保険証を使った方が業務は効率化するはずなのに患者負担が重くなることを疑問視する声が続いたほか、マイナカードの普及、活用を目指す政府方針に逆行するとの指摘もあった。4月の制度開始から半年で異例の見直しに追い込まれた。

10日の中央社会保険医療協議会(中医協、厚労相の諮問機関)に新制度の案を提示する。了承されれば今秋にも始める。

患者がマイナ保険証を使って受診した場合、医療サービスの対価にあたる診療報酬を加算している。初診で70円、再診で40円上乗せし、医療費の3割を負担する患者の場合、自己負担はそれぞれ21円、12円増える。新制度ではこの加算を引き下げ、初診時に限定する。

通常の保険証を使った場合、現在は初診時に30円(3割負担で9円)の加算がある。これをマイナ保険証の加算を上回る額まで引き上げる。マイナ保険証の利用を促す事実上のインセンティブとなる。

マイナ保険証を使うと服用している薬や特定健診(メタボ健診)の結果、医療費などが記録される。医療機関同士でデータを共有し、同じ検査を何度も受けるといった無駄をなくす効果が期待される。**就職や転職、引っ越し後も同じカードを使える。**

(参考) 中央社会保険医療協議会 総会(第527回)資料抜粋
(令和4年8月10日(水))

② オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等の活用に係る評価の見直し

第1 基本的な考え方

令和5年4月より、保険医療機関・保険薬局に、オンライン資格確認等システムの導入が原則として義務付けられること等を踏まえ、オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等の活用に係る現行の評価を廃止し、初診時等に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して診療等を実施し質の高い医療を提供する体制及び健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等による患者情報の取得の効率化を考慮した評価体系とし、令和4年10月から適用する。

第2 具体的な内容

1. 保険医療機関において、初診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について、新たに評価を行うとともに、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を利用した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合は、患者情報の取得等が効率化されることを踏まえ、別の評価とする。なお、電子的保健医療情報活用加算は廃止する。

改定案	現行
【初診料】 【算定要件】 (削除)	【初診料】 【算定要件】 注14 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で初診を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り7点を所定点数に加算する。ただし、当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る

マイナンバーカードの普及促進に向けた取組について

1. マイナンバーカードの申請促進に向けた取組

- ・マイナポイント第2弾のスケジュール（※）も踏まえつつ、
 - 全国500か所以上にカード申請やマイナポイント申請のための窓口を設置するキャンペーン事業や、全国の携帯電話ショップや公民館などで、カードの申請方法などを学べる講習会などを実施
 - カード未取得者（約6,000万人）へのQRコード付き交付申請書の再度送付
 - テレビCMやweb広告等各種媒体を用いた広報（広報素材は自治体でも有効活用）

（※）健康保険証利用申込・公金受取口座登録のポイントの申込・付与を6月30日から開始



- ・申請促進に効果があるとみられる取組を先進事例として全国に横展開し、実施を促進

（参考1）加賀市では、独自財源も活用し、5,000円分の商品券を配布し、人口に対する交付枚数率は14.2%(R2.6)→70.0%(R3.10)に上昇(同期間の全国平均は16.8%→38.4%)
⇒商品券の配布をマイナンバーカード交付事務費補助金の対象事務に追加済み

（参考2）ワクチン接種会場や期日前投票所の会場周辺など、新型コロナウイルス感染症の状況でも一定の人が集まる場所での出張申請受付や、希望する企業や地域の各種団体等を訪問しての申請受付

2. 市区町村における交付体制の強化

- ・交付円滑化計画の再改訂及びそれに基づく着実な体制の整備・強化（窓口や職員配置の増、土日開庁の徹底等）
- ・市区町村の交付窓口・人員増などについて、マイナンバーカード交付事務費補助金により支援

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物 に対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月30日 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	申込者数 約2,534万人	令和2年9月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

①マイナンバーカード



・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き
本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・
確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を
持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当

②健康保険証利用



・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有
することで、より良い医療を受けられるようになる
・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当

③公金受取口座



・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金
や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な
支給が受けられるようになる

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に
関する法律（令和3年5月公布）

※令和4年3月28日よりマイナポータルからの公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当



最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、
さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

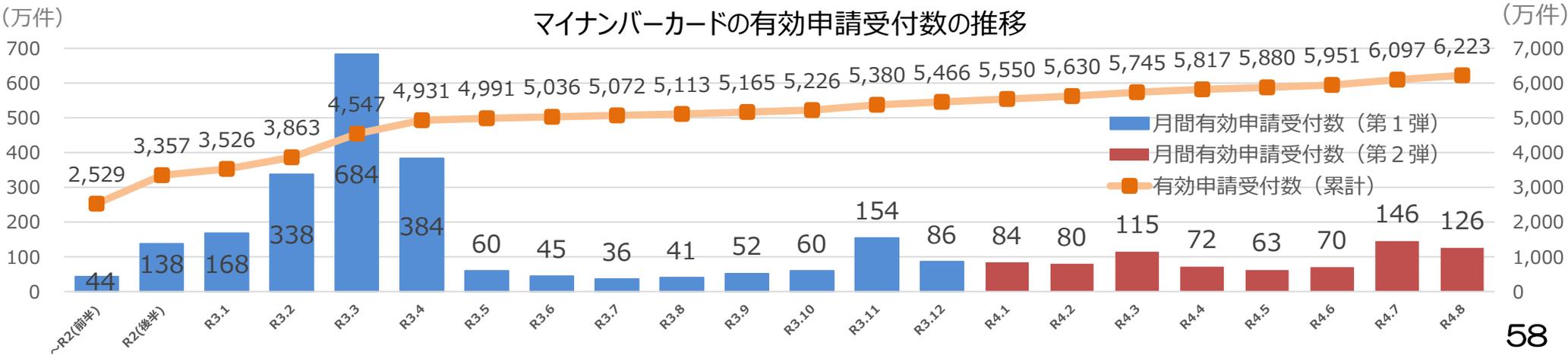
マイナンバーカード・マイナポイントに関する現在の申請状況等

(単位: 万件)

	～R2 6月末	第1弾		第2弾										累計
		R2 7月～12月	R3 小計	R4 1月	2月	3月	4月	5月	6月	30日 (内数)	7月	8月 (～16日)	小計 (本格開始後 小計)	
マイナンバーカードの有効申請受付数	2,529	2,937	5,466	84	80	115	72	63	70	4	146	126	757 (277)	6,223
マイナンバーカードの有効申請受付率	19.8%	43.2%	43.2%	43.8%	44.5%	45.4%	45.9%	46.4%	47.0%	47.0%	48.1%	49.4%	49.4%	49.4%
マイナンバーカードの交付実施済数	2,221	2,966	5,187	97	88	111	93	81	74	3	84	71	699 (158)	5,886
マイナンバーカードの交付実施済率	17.4%	41.0%	41.0%	41.7%	42.4%	43.3%	44.0%	44.7%	45.3%	45.3%	45.9%	46.7%	46.7%	46.7%
マイナポイントの申込数 施策①マイナンバーカードの新規取得等	—	2,534	2,534	73	56	62	47	45	46	9	213	117	658 (339)	3,192
マイナポイントの申込数 施策②健康保険証としての利用申込み	—	—	—	—	—	—	—	—	93	93	808	274	1,175	1,175
マイナポイントの申込数 施策③公金受取口座の登録	—	—	—	—	—	—	—	—	87	87	755	258	1,099	1,099
(申込純計；いずれか1つ以上の施策に申込がなされた件数)										99	894	308	1,301	1,301

※令和4年1月1日から、第2弾の内、マイナンバーカードの新規取得者等に対する、最大5,000円相当のポイントの申込・付与を開始

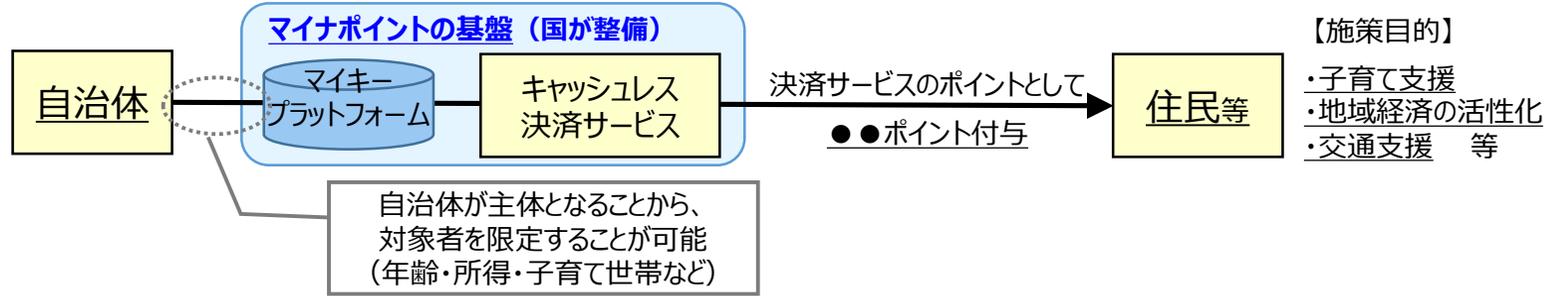
※令和4年6月30日から、第2弾の内、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みに対する7,500円相当のポイント、公金受取口座の登録に対する7,500円相当のポイントの申込・付与を開始



自治体マイナポイント事業

自治体マイナポイントとは

国が整備したマイナポイント事業の基盤を活用して、自治体が多様なポイント給付施策を実施



自治体マイナポイントの意義

・マイナンバーカードの普及

マイナンバーカードを保有する者に対し、自治体独自の施策ポイントを給付することで、まずはカードの取得を促進

・キャッシュレス決済の利用促進

住民が登録したキャッシュレス決済サービスにポイントを付与することで、キャッシュレス決済の利用を促進

・地域の消費喚起、地域経済の活性化

ポイントの受取を自治体住民に限定することや、地域通貨を活用することで、地域内の消費を喚起し、地域経済を活性化

・自治体の施策を効果的に推進

対象者を子育て世帯などに限定することや、利用用途・期間を設定すること、マイナンバーカードの本人確認機能を活用して正確で重複のない給付とすることなどにより、施策を効果的に推進

・デジタル化で簡単・迅速に給付

給付事務(申請・受付・審査等)をオンラインで可能とすることで、行政や住民の事務負担を軽減し、迅速な給付を実現

令和4年度のスケジュール等※

【自治体の公募等】

R4.8月 エントリー開始

9月 契約等開始

10月 事業開始

R5.2月 事業終了

3月 成果報告会等

※ 決済事業者とのマッチング、マイキープラットフォームの活用や精算事務の支援を行う予定

【留意点】

本事業へのご参画に当たっては、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」（令和4年4月26日閣僚会議決定）において措置された地方創生臨時交付金のご活用をご検討ください。

※詳細は5月17日のマイナポイント施策推進室の事務連絡をご参照ください。

※最新情報は、自治体マイナポイントHPをご確認下さい。 <https://g2b2c.paymentsjapan.or.jp/>

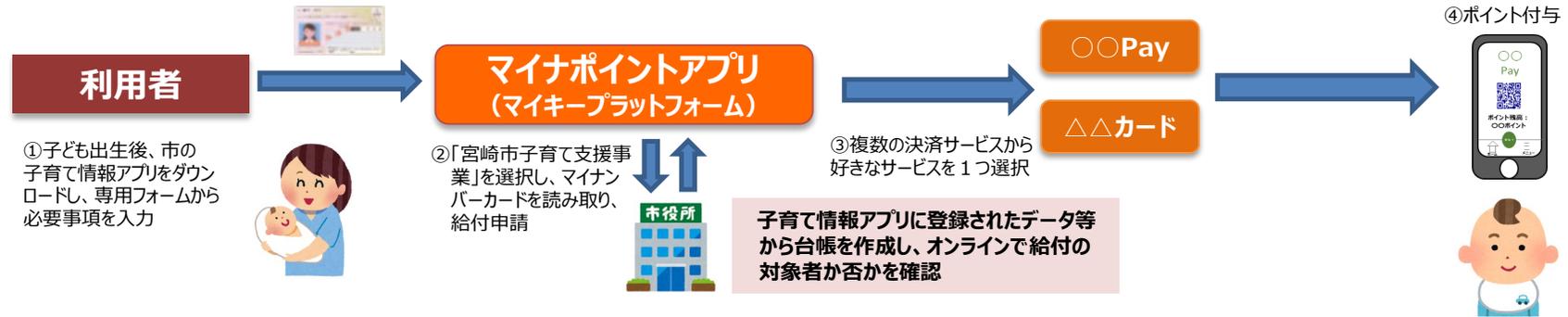
自治体マイナポイント提案事業例（宮崎県宮崎市：子育て支援）

事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行下で生まれ、特別定額給付金の対象外となった子どもを持つ世帯に対して、子ども1人当たり30,000円分のポイントを付与することにより、経済的な負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を応援するもの。

事業イメージ

- ・対象 : 宮崎市民のうち一定期間中に出生した子どもを持つ保護者等（産婦）
- ・ポイント付与額 : 1人当たり30,000ポイント



効果・特徴

- ・マイキープラットフォームを活用し、子育て情報アプリに登録されたデータから作成された台帳によって対象者を確認することにより、**オンラインで手続きが完結**するとともに、**確実かつ迅速に支援をすることが可能**。
- ・従来の子ども商品券に代え、**民間のキャッシュレス決済サービスで使えるポイント付与**とすることで、**使える用途や店舗が幅広くなり、住民の利便性が向上**。

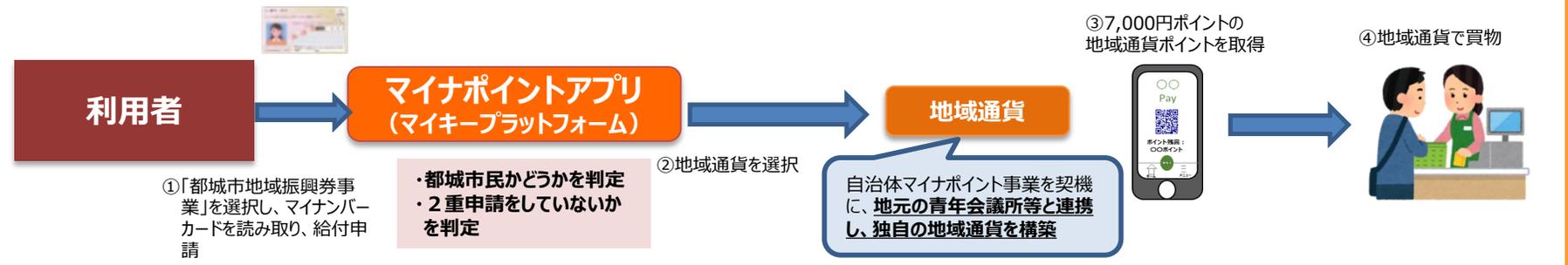
自治体マイナポイント提案事業例（宮崎県都城市：地域経済の振興（地域通貨との連携））

事業概要

新型コロナウイルス感染症により疲弊した地域経済の活性化及びキャッシュレス決済の推進のため、マイナンバーカードを取得した都城市民に対し、従来の紙媒体での地域振興券に代え、7,000円分の地域通貨のポイントを付与。

事業イメージ

- ・対象：都城市民
- ・ポイント付与額：一人当たり7,000ポイント



効果・特徴

- ・従来も、紙ベースでの地域振興券の給付を実施していたところ、「券のデザイン・印刷」、「世帯人員毎の封入」、「住民資格の確認」、「対面での確認を必要とする形式での郵送」、「郵返となった券の管理（手渡し等含む）」、「換金の手集計及び現物確認」等、**様々な非効率が多いことにより、スピード感のある給付ができない状況・多大なコストが課題。**
- ・マイキープラットフォームの活用により、**オンラインでの給付申請や市民か否かのマイナンバーカードによる自動確認を可能とし、迅速な給付及び事務負担・コストの軽減を実現。**
- ・また、**地域通貨アプリの開発**により、市民への情報発信をプッシュ型で行うなど、**一般的な決済サービスと比べてきめ細やかな施策展開を可能。**

令和3年度自治体マイナポイントモデル事業（成果）

成果

- マイナンバーカード普及に寄与。
- 地域通貨の活用や施策目的に応じた対象者の限定（年齢・所得・子育て世帯など）、給付額・期間の設定により、自治体のニーズに細かく対応した制度設計ができ、地域経済の活性化につなげることが可能。
- オンラインでの申請・給付を行うことにより、事務負担（受付・換金・紙の商品券郵送等の事務負担）が軽減。

（参考マイナンバーカードの普及効果）

- 全国の交付率の伸びは、以下のとおり。

全国 1,741団体	団体区分	R3 3/1時点	R4 3/1時点	伸び (ポイント)
	全国平均	26.3	42.4	16.1
	指定都市平均	27.9	44.7	16.8
	市（指定都市除き）平均	25.6	41.7	16.1
	町村平均	22.7	38.1	15.4

- 以下のように全国平均を上回る交付率の伸びの団体も存在。

都道府県名	市区町村名	R3 3/1時点	R4 3/1時点	伸び (ポイント)
山梨県	甲斐市	24.5	44.0	19.5
京都府	木津川市	26.7	45.4	18.7
兵庫県	姫路市	26.7	45.4	18.7
兵庫県	多可町	22.1	53.1	31.0
宮崎県	宮崎市	35.9	56.4	20.5
宮崎県	都城市	53.2	77.0	23.8